

第23回定時株主総会

その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

事業報告

■ 当社の主要な借入先及び借入額	1
■ 企業集団の主要拠点及び従業員の状況	2
■ 上場株式の保有に関する考え方	3
■ 社外役員の主な活動状況の明細	4
■ 会計監査人に関する事項	5
■ コーポレート・ガバナンス体制	6
・ 基本的な考え方	
・ 会社の機関	
・ 業務執行機関	
・ 監査等委員会監査、会計監査及び内部監査の状況	
・ 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備・運用状況	

連結計算書類

■ 連結持分変動計算書	28
■ 連結注記表	30
■ (ご参考)連結純損益及びその他の包括利益計算書	48

計算書類

■ 株主資本等変動計算書	49
■ 個別注記表	51

本内容は、法令及び定款第14条の規定に基づき、
当社ウェブサイト(<https://www.sojitz.com/jp/ir/meetings/general/>)に
掲載しているものです。

本内容((ご参考)を除く)は、
監査等委員会及び会計監査人が監査報告を作成する際に行った監査の対象に含まれています。

事業報告

当社の主要な借入先及び借入額(2026年3月31日現在)

借入先	借入額(億円)
株式会社三菱UFJ銀行	2,381
(注3) 三井住友信託銀行株式会社	599
(注3) 株式会社みずほ銀行	559
(注3) 株式会社三井住友銀行	480
(注3) 株式会社りそな銀行	449
農林中央金庫	436
信金中央金庫	385
(注3) 株式会社日本政策投資銀行	310
(注3) 株式会社SBI新生銀行	265
日本生命保険相互会社	230

(注) 1. 億円未満は切り捨てて表示しております。

2. 当社単体の金額を記載しております。

3. 当該借入先からの借入金については、借入先からの要請によりその全部または一部について借入金の譲渡を承諾しております。

企業集団の主要拠点及び従業員の状況（2026年3月31日現在）

① 当社グループの主要拠点

<国内>

当社本店	東京都千代田区
当社支店など	関西支社（大阪）、北海道支店（札幌）、東北支店（仙台）、名古屋支店（名古屋）

<海外>

双日米国会社、双日アジア会社（シンガポール）、双日欧州会社（BV）（オランダ）、双日中国会社、中東・アフリカ統括事務所（U. A. E.）に加え、現地法人、支店、駐在員事務所、出張所など計81ヵ所

② 当社グループの従業員の状況

セグメントの名称	従業員数(名)
自動車	5,787
航空・社会インフラ	1,218
エネルギー・ヘルスケア	3,766
金属・資源・リサイクル	828
化学	2,054
生活産業・アグリビジネス	3,792
リテール・コンシューマーサービス	6,159
その他	3,185
合計	26,789

③ 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,519名	33名(増)	40.5歳	14.7年

- (注) 1. 上記の当社の従業員の状況には、海外事業所の現地社員（83名）は含んでおりません。
 2. 平均勤続年数は、旧ニチメン株式会社及び旧日商岩井株式会社における勤続年数を含めて通算しております。

上場株式の保有に関する考え方

(1) 「中期経営計画2026」における方針

政策保有株式として引き続き保有する上場株式については、従前どおり毎年個別の銘柄ごとに受取配当金や関連する収益が資本コスト（WACC）を上回っているかを定量的に検証するとともに、当社企業価値の向上に寄与しているかといった定性面についても精査し、保有意義の見直しを行っています。検証の結果、保有意義が認められる銘柄については、継続して保有し、保有による効果・便益を追求します。保有意義が希薄化した銘柄については、一定期間内での改善を目指す、あるいは、改善が見込めない銘柄については売却を検討します。なお、保有意義の見直しは、取締役会及び経営会議にて個別の銘柄ごとに行っています。

(参考)

単体保有株式の連結資本合計比率の実績は以下のとおりです。

<上場株式・非上場株式の保有状況>

	2024/3末 実績	2025/3末 実績	2026/3末 実績
①単体保有株式 帳簿価額(億円)	799	761	1,022
上場株式(億円)	562	525	777
非上場株式(億円)	237	236	244
②連結資本合計(億円)	9,556	10,076	11,538
③連結資本合計比(%) (①÷②)	8%	8%	9%

(注) 上場株式については、各時点における株価を反映しています。

(2) 議決権の行使

上場株式の保有意義を踏まえ、当社と投資先企業双方の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に適うか否かを基準に、議決権を行使することとし、議決権の行使状況を会社として把握する体制としています。

社外取締役の主な活動状況の明細

氏名 地位（下線）	取締役会/ 監査等委員会 出席回数	主な活動状況
亀岡 剛 <u>取締役・独立</u> <u>取締役会議長</u>	取締役会 100 % (15/15回)	昭和シェル石油株式会社において代表取締役社長グループCEOなどを歴任し、出光興産株式会社との経営統合を実現させるなど、経営に関する豊富な経験と高い見識を有しており、社外取締役として独立した立場と客観的視点から経営を監督することに加え、他業界での経営経験を踏まえた提言を行うなど、当社のコーポレート・ガバナンス強化と企業価値の向上に貢献しております。また、取締役会議長として取締役会の運営にリーダーシップを発揮し、取締役会の実効性向上に尽力しております。上記のほか、指名委員会の委員として、社内外取締役候補者の選任や役員人事などに関する審議、経営幹部の継承に向けた役員モニタリングなどに関して、また、報酬委員会の委員として、業績連動型報酬制度の目標値の設定や評価などに関して、専門性・知見を活かした提言を行うなど、当社の企業価値向上に尽力しております。
	監査等委員会 —	
朱 殷 卿 <u>取締役・独立</u> <u>報酬委員会委員長</u>	取締役会 100 % (15/15回)	JPモルガン証券、メリルリンチ日本証券で要職を歴任し、M&A戦略や財務・資本政策に関する高い見識、金融機関における企業経営者としての豊富な経験及び人脈を有しており、社外取締役として独立した立場と客観的視点から経営を監督することに加え、当社が持続的な成長に向けて戦略的な事業投資を推進していく中での確かな提言を行うなど、取締役会における議論活発化に寄与しております。上記のほか、報酬委員会の委員長として、業績連動型報酬の目標値の設定や評価などに関する審議を主導し、また、指名委員会の委員として、社内外取締役候補者の選任や役員人事などに関する審議、経営幹部の継承に向けた役員モニタリングなどに関して、専門性・知見を活かした提言を行うなど、当社の企業価値向上に尽力しております。
	監査等委員会 —	
定塚由美子 <u>取締役・独立</u> <u>指名委員会委員長</u>	取締役会 100 % (11/11回) (注)	厚生労働省において、社会・援護局長、大臣官房長、人材開発統括官などの要職を歴任し、厚生労働行政における高い見識と、人事・労務及び人材開発、女性活躍推進など人的資本経営に関する知見を有しており、社外取締役として独立した立場と客観的視点から経営を監督することに加え、人材戦略・人材マネジメント、環境・社会などの分野を中心に有益な提言を行うなど、当社のコーポレート・ガバナンス強化と企業価値向上に貢献しております。上記のほか、指名委員会の委員長として、社内外取締役候補者の選任や役員人事などに関する審議、経営幹部の継承に向けた役員モニタリングなどを主導し、また、報酬委員会の委員として、業績連動型報酬の目標値の設定や評価などに関して、専門性・知見を活かした提言を行うなど、当社の企業価値向上に尽力しております。
	監査等委員会 —	
小久江 晴子 <u>取締役監査等委員</u> <u>・独立</u>	取締役会 100 % (15/15回)	三井化学株式会社におけるサプライチェーンマネジメント、広報、IR、海外事業の責任者としての豊富な業務経験や様々なステークホルダーとの対話やサプライチェーンに関する高い見識に基づき、独立した客観的な立場から専門性・知見を活かした提言を行うなど、当社の企業価値向上に尽力しております。また、監査等委員として、積極的に情報収集を図り、監査等委員会において活発な議論を行い、監査・監督機能の向上に努めております。
	監査等委員会 100 % (17/17回)	
鈴木 智子 <u>取締役監査等委員</u> <u>・独立</u>	取締役会 100 % (15/15回)	現有限責任監査法人トーマツで監査業務に従事後、公認会計士事務所を開設、加えて、リート投資法人の監督役員や大手総合化学メーカーにおいて監査等委員である社外取締役を務めるなどの豊富な経験から培われた財務及び会計に関する見識、及び監査業務に関する高い専門性に基づき、独立した客観的な立場から専門性・知見を活かした提言を行うなど、当社の企業価値向上に尽力しております。また、監査等委員として、積極的に情報収集を図り、監査等委員会において活発な議論を行い、監査・監督機能の向上に努めております。
	監査等委員会 100 % (17/17回)	
武田 和彦 <u>取締役監査等委員</u> <u>・独立</u>	取締役会 100 % (11/11回) (注)	ソニー株式会社（現ソニーグループ株式会社）において、執行役員CIO、及びその主要子会社において副社長兼CFO等の要職を歴任し、グローバル企業におけるマネジメント経験で培われた経営及びコーポレート・ガバナンスに関する見識と、財務・会計に関する豊富な知見に基づき、独立した客観的な立場から専門性・知見を活かした提言を行うなど、当社の企業価値向上に尽力しております。また、監査等委員として、積極的に情報収集を図り、監査等委員会において活発な議論を行い、監査・監督機能の向上に努めております。
	監査等委員会 100 % (12/12回) (注)	

(注) 定塚由美子氏及び武田和彦氏の取締役会及び監査等委員会出席回数につきましては、2025年6月18日の取締役就任以降の状況を記載しております。

会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当社の当事業年度に係る報酬等の額	
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	437百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	5百万円
合計	442百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	795百万円

(注) 1. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

4. 当社の重要な子会社のうち、双日米国会社、双日アジア会社、双日中国会社、マリンフーズ(株)、Sojitz Development Pty Ltd、Thai Central Chemical Public Co., Ltd. は、有限責任 あずさ監査法人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるコンフォートレター作成などを委託しております。

(4) 会計監査人の選定の方針及び理由

当社は、監査等委員会が定めた会計監査人評価基準に照らし、品質管理、独立性、監査の実施体制、報酬見積額などを総合的に勘案して、会計監査人を選定しております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務遂行状況などを総合的に判断し、会計監査人が適正な監査を遂行することが困難であると認められる場合には、監査等委員会での決議により、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定する方針です。

(6) 監査等委員会による会計監査人の評価

監査等委員会は、監査等委員会が定めた会計監査人評価基準に照らし、会計監査人との面談などを通じ、品質管理、外部機関による検査結果、監査チームの独立性・専門性・メンバー構成、監査報酬、監査の有効性・効率性、監査等委員とのコミュニケーション、グループ監査などの観点から、会計監査人を評価しております。

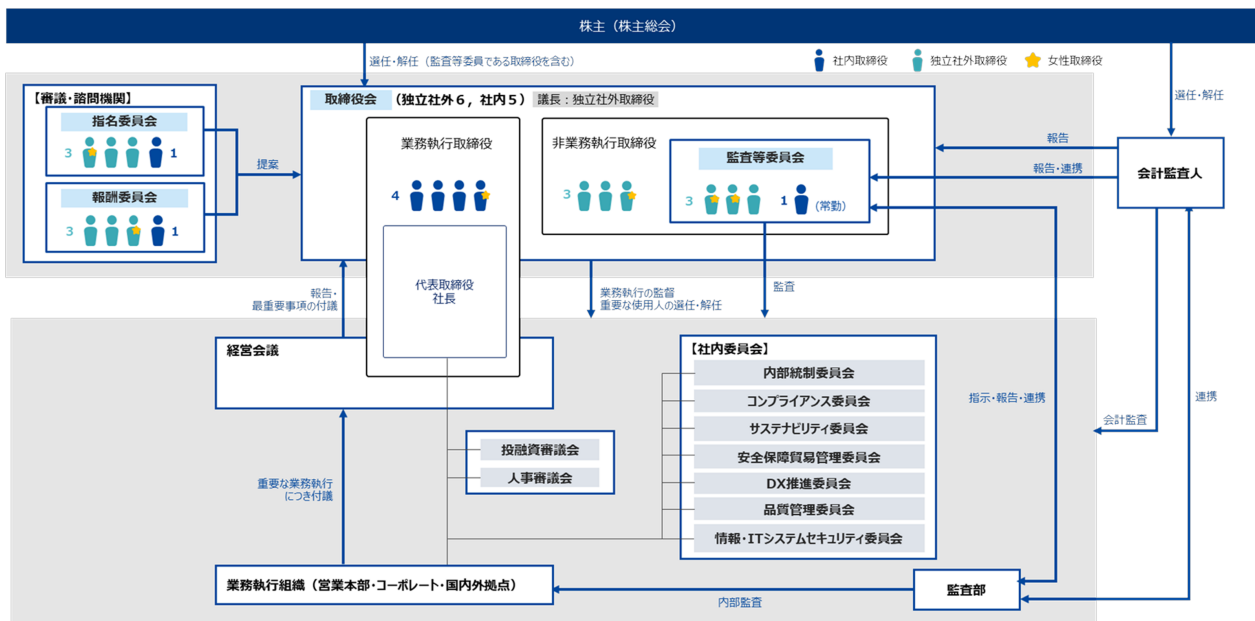
コーポレート・ガバナンス体制

(1) 基本的な考え方

当社は、「双日グループ企業理念」及び「2030年双日の目指す姿」に基づき、中長期にわたる企業価値の向上を図っております。

この実現に向け、コーポレート・ガバナンスの充実が経営の重要課題であるとの認識のもと、以下のようなコーポレート・ガバナンス体制を構築し、株主をはじめとするステークホルダーに対する経営責任と説明責任を果たすことを含め、健全性、透明性、効率性の高い経営体制の確立に努めております。

<コーポレート・ガバナンス体制図（2026年3月31日時点）>



当社は、監査等委員会設置会社です。取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることで、取締役会の監督機能を一層強化するとともに、取締役会から業務執行取締役への権限委任を進めることで意思決定の迅速化を図っております。

加えて、取締役会の業務執行に対する監督機能の強化と客観的かつ多様な視点から適切な助言・提言を受けることを目的に、取締役会の過半数を独立社外取締役とし、取締役会の議長を独立社外取締役としています。さらに、取締役会の諮問機関である指名委員会、報酬委員会についても、その過半数を独立社外取締役とし、委員長を独立社外取締役とすることにより、取締役の選任、報酬に関する妥当性、透明性を確保しております。

業務執行機関としては、当社グループの経営及び執行に係る重要事項を全社的視野ならびに中長期的な観点で審議、決裁する経営会議を設置し、最高経営責任者である社長が議長を務めております。加えて、社長管下には、重要な投融資案件を審議・決裁する投融資審議会、重要な人事事項を審議・決裁する人事審議会、組織横断的な視点で取り組むべき事項を推進する社内委員会を設置しております。

なお、急速な経営環境の変化に迅速かつ適切に対応し、経営に対する責任を明確にするため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と執行役員との任期を1年としております。

(2) 会社の機関

① 取締役会

最高意思決定機関として、当社グループ経営に係る基本方針と最重要案件の審議・決議を行うとともに、業務執行機関からの重要事項の付議、定例報告などを通じて業務の執行状況の監督を行っております。また、社外取締役は、業務執行取締役及び当社執行体制全般に対する監督、当社ガバナンス体制全般への意見具申を行っております。

1) 取締役の選任方針

広範で多岐にわたる事業を行う総合商社における適切な意思決定・経営監督の実現のため、取締役の選任においては、ジェンダー、年齢、国際性などの多様性を考慮し、社内及び社外それぞれから豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する者を複数選任することとしております。

2) 取締役の選任手続き

上記選任方針に基づき、取締役会の諮問機関である指名委員会の審議結果を踏まえ、取締役会が個々の候補の実績ならびに取締役としての資質について審議の上決議し、株主総会に付議しております。

3) 取締役会の構成

当社は、定款において取締役の員数を12名以内（うち監査等委員である取締役は5名以内）と定めています。

2026年3月31日現在の取締役会は取締役計11名で構成され、議長は独立社外取締役が務めております。取締役会の構成の内訳は次のとおりであり、取締役会の監督機能の強化による透明性の高い経営の実現を図っております。

- ・ 独立社外取締役は、11名中6名（過半数）
- ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち3名は独立社外取締役）、監査等委員である取締役は4名（うち3名は独立社外取締役）
- ・ 女性取締役は、11名中4名（36.4%）

4) 2025年度における取締役会の活動状況

当社は、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催しています。2025年度の実績は以下のとおりでした。

	氏名	取締役会	出席率
監査等委員 でない取締役	藤本 昌義	15回中15回	100%
	植村 幸祐	15回中15回	100%
	渋谷 誠	15回中15回	100%
	荒川 朋美	15回中15回	100%
	亀岡 剛	15回中15回	100%
	朱 殷卿（注1）	15回中15回	100%
	定塚 由美子（注2）	11回中11回	100%
監査等委員 である取締役	真鍋 佳樹	15回中15回	100%
	小久江 晴子	15回中15回	100%
	鈴木 智子（注1）	15回中15回	100%
	武田 和彦（注2）	11回中11回	100%

（注）1. 朱殷卿氏及び鈴木智子氏は、2026年6月30日をもって退任予定です。

2. 定塚由美子氏及び武田和彦氏は、2025年6月18日の取締役就任後に開催された取締役会11回全てに出席しております。

5) 取締役会での審議内容など

当社は、法令・定款によるほか、取締役会規程を定め、経営方針・経営計画や重要な人事などの当社グループ経営に係る基本事項・重要事項ならびに定量面より重要性の高い投融資案件などの業務執行に係る重要事項に関して、取締役会で審議・決議しております。取締役会決議事項を除く業務執行に関しては、各事案の内容・規模・重要性・リスクなどに応じて、最高経営責任者である社長、その管下の業務執行機関である経営会議・投融資審議会・人事審議会などで審議・決裁しております。

なお、2025年度取締役会では、2024年度に引き続き、中期経営計画や投融資案件の検討に関し、活発な議論を行いました。総審議時間に占める割合でも、それらに関する割合が40%と最も多いという結果になりました。

<2025年度取締役会における主な審議内容>

成長戦略、投融資 (40%)	「中期経営計画2026」の進捗報告、本部報告・海外支配人報告、 豪州公共交通領域への参入、その他投融資案件など
決算、業績進捗 (10%)	決算関連、予算関連、四半期ごとの業績進捗報告など
サステナビリティ、 人事、ガバナンス (23%)	サステナビリティの取り組み報告、人事施策の進捗報告、 取締役会実効性評価、取締役会年間計画、指名・報酬委員会活動報告など
内部統制、監査 (5%)	内部統制システムの整備・運用状況報告（コンプライアンス委員会、安全保障貿易 管理委員会、その他各種委員会報告を含む）、内部監査報告など
DX・システム (5%)	DX推進活動報告（DX各種施策の取り組み状況、デジタル人材育成、AIガバナンス等）、 サイバー攻撃対応など
その他 (17%)	社長報告、役員人事・報酬など

(注) 括弧内は、2025年度取締役会の総審議時間に占める各項目の審議時間の割合

6) 取締役の支援体制・情報共有体制

当社は、取締役がその機能や役割を適切に果たせるよう、以下を実施しております。

- ・取締役を補佐する専属組織として取締役会業務室を設置し、専任スタッフ4名（2026年3月31日時点）を中心に、取締役に對して適時適切な情報提供、報告及び連絡などを実施。
- ・取締役会開催にあたっては、取締役が議案内容について理解を深められるよう、事前説明会の概ね5営業日前までに資料を配布して十分な検討時間を確保。また、取締役会の2営業日前までに議案の事前説明会を設け、議案に関する十分な情報を提供。
- ・新任取締役に對しては、中期経営計画、DX推進活動、内部統制・リスク管理体制、IRやサステナビリティの取り組み及び各営業本部の事業内容に関するレクチャーを、各業務執行部門より実施。加えて、外部弁護士による、取締役や監査等委員の職務・責任などに関するレクチャーも実施。
- ・外部機関において開催されるセミナーなどへの参加機会を必要に応じて提供。

加えて、社外取締役に對して以下のような情報提供・共有の機会を設けることにより、社外取締役の当社事業についての理解を深め、また、取締役間のコミュニケーション・相互理解を促進し、取締役会での建設的な議論の促進につなげております。

- ・業務執行取締役と社外取締役間の情報共有セッション（原則、毎月実施）
- ・全取締役によるオフサイトミーティング（2回／年）
- ・社外取締役会議（原則、毎月実施）
- ・監査等委員と監査等委員ではない社外取締役間の意見交換会（2回／年）
- ・社外取締役による国内外事業所訪問（2回／年）
- ・サマーセッション（1泊2日の役員合宿）への参加（1回／年）
- ・経営会議や投融資審議会の資料の共有
- ・証券アナリストによるレポート・社内報などの共有
- ・投融資審議会にオブザーバーとして参加する機会の提供

7) 取締役会の実効性に関する分析・評価

当社は、取締役会の機能向上を図るため、毎年、取締役会の実効性評価を行っています。2025年度の評価方法とその結果及び同結果を踏まえた2026年度の取り組み方針は以下のとおりです。

(a) 評価方法（自己評価）

対象者	取締役全員（11名）	
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> 全取締役に対してアンケート（4段階選択式/各設問に自由記述欄あり）を送付し、取締役会事務局で回答を回収・集計。 アンケートの回答結果を踏まえ、取締役会事務局が全取締役に對し、個別にインタビューを実施。なお、各取締役によるアンケートの自由記述コメント及びインタビューコメントについては、率直な意見を交わす気風がすでに醸成されていることから、2025年度より記名式にて全取締役間で共有。 アンケート及びインタビューで抽出された指摘・提言事項について、社外取締役会議において意見交換を実施。 アンケート及びインタビューの回答内容を分析の上、実効性評価案を策定し、取締役会において審議し、結果を確定。 	
アンケート項目	<ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会の役割・責務 2. 取締役会の構成 3. 取締役会の意思決定プロセス 4. 取締役会メンバーに対するサポート体制 5. 指名委員会/報酬委員会の構成と役割 	<ol style="list-style-type: none"> 6. 監査等委員会の構成と役割 7. 社外取締役に關する事項 8. 投資家との対話・人材・サステナビリティ・DX 9. その他
インタビュー項目	アンケートにおける評点及び自由記述欄のコメントから抽出された指摘・提言事項にフォーカスして実施。	

(b) 実効性評価結果

当社取締役会における実効性は、全般的に高いレベルで確保されていることを確認しました。

a) 評価された事項

アンケート及び個別インタビューを通じて、特に高い評価であった事項は、以下のとおりです。なお、アンケート全33項目の全体平均値は4点満点中3.5点、また全33項目のうち平均値が3.5点以上であった項目は24項目あり（72.7%）、定量的に見ても総じて高い評価結果となっています。

(i) 取締役会からの権限委任

- ・2024年度の監査等委員会設置会社への移行時に十分議論した上で決定しており、適切な権限委任がなされている。
- ・適切な権限委任の結果として、経営判断のスピード化及び重要議案に対する十分な審議時間の確保を図ることができている。
- ・一方、重要事案に関しては、取締役会上程対象外のものであっても、適時に取締役会への報告がなされている。

(ii) 取締役会の構成

- ・社外取締役が過半を占め、かつ取締役会議長も社外取締役が務めており、ガバナンス上、良い体制である。
- ・多様な経歴を持つ社外取締役の構成であり、かつ11名中4名が女性取締役である。

(iii) 意思決定のプロセス

- ・取締役会は自由に意見を述べられる雰囲気であり、議案の審議時間も十分確保されており、深掘りされた審議が行われている。
- ・議長ブリーフィングを実施し、取締役会での議論の質が上がるよう、議長による論点整理や情報・資料の精査が事前に行われている。
- ・重要議案に関しては、上程1～2カ月前より事前説明を丁寧に行い、案件理解を十分深めた上で、意思決定がなされている。

(iv) 指名・報酬委員会の構成

- ・活発な議論をするに適切な構成であり、監査等委員をオブザーバーに加えた透明性の高い審議体制になっている。

(v) 社外取締役に対するサポート体制

- ・社外取締役は、取締役会以外の多様な機会（事前説明会、情報共有セッション、サマーセッション、現場視察など）を通じて、業務執行者との十分なコミュニケーションの機会を得ている。
- ・社外取締役が監督機能を十分発揮するために、専任組織である取締役会業務室（事務局）が適切なサポート機能を果たしている。

b) 2025年度の取り組み方針と対応状況

(i) 中長期戦略、経営資源の配分などに関する取締役会等での議論の継続

2025年度 取り組み方針	対応状況
<ul style="list-style-type: none">・ 監査等委員会設置会社への移行に伴う権限委任による議題数の減少などにより創出できた時間を活用し、「中期経営計画2026」達成及びNext Stage（企業価値2倍成長の達成）に向けた、中長期戦略、経営資源の配分などについて継続的に議論していく。	<ul style="list-style-type: none">・ 「中期経営計画2026」の定期的な進捗報告や、2025年度より取締役会の正式な議題とし充実化を図った本部報告などを通じて、全社及び各本部のNext Stageに向けた中長期戦略などに関する議論の深化を図っている。
<ul style="list-style-type: none">・ 議論にあたっては、執行側と社外取締役との現状認識・情報のギャップを踏まえたコミュニケーションや説明を行うことに留意し、議事外の場も利用して、議論をより充実させる。	<ul style="list-style-type: none">・ 執行側と社外取締役とで情報共有セッションを月次で開催し、現状認識・情報のギャップを埋めるべく必要な情報共有を図っている。また2025年度より取締役会の正式な議題とした社長報告を月次で実施し、社長のその時々の問題意識などの共有を図り、それに基づく議論も行っている。
<ul style="list-style-type: none">・ 取締役会で議論をより深めるべきと考える具体的なテーマや論点を積極的に提案・提言し、取締役会における議論の深化を図る。	<ul style="list-style-type: none">・ 社外取締役会議の開催頻度を高め（原則月次で開催）、議論が不足している、または議論をより深めるべきテーマやアジェンダなどに関して意見交換を行っている。

(ii) 監督機能の高度化に向けた社外取締役への情報提供の工夫

2025年度 取り組み方針	対応状況
<ul style="list-style-type: none">・ 事前説明会や議事外での活発な意見交換は維持しつつ、取締役会がより大所高所からの本質的な議論の場となるよう、取締役会における議題設定や情報・資料の粒度に工夫を加える。	<ul style="list-style-type: none">・ 議長ブリーフィングを実施し、議長により論点整理及び情報・資料の精査が事前に行われており、取締役会での議論の質の向上につながっている。
<ul style="list-style-type: none">・ 社外取締役が、執行側の事案や課題に対する認識の共有・意見交換を自由に行い、取締役会でのモニタリングの議論につなげられるよう、従来の情報共有の仕組み（社外取締役会議や監査等委員と監査等委員ではない社外取締役の意見交換会など）を引き続き継続しつつ、必要に応じて改善を図る。	<ul style="list-style-type: none">・ 従来の情報共有の仕組みを継続実施中。また開催頻度を高めた社外取締役会議において、その時々執行側の事案や課題に対する認識の共有や意見交換を積極的に行い、モニタリング機能の一層の向上を図っている。

(c) 2026年度の取り組み方針

a) 中長期的な企業価値向上に資する建設的な議論の継続

- ・「中期経営計画2026」の達成及びNext Stage（企業価値2倍成長の達成）に向けた成長戦略のさらなる解像度向上に資する議論の深化を図る。
- ・次期中期経営計画に関して、その策定の初期段階から取締役会の関与を深め、丁寧に議論を進め、取締役会の意見を反映させる。

b) ガバナンスの維持・さらなる強化に向けた取締役会のあり方の不断の見直し

- ・見直しは、毎年の取締役会実効性評価の結果及び社会的要請や株主・投資家など当社ステークホルダーとの対話の結果を踏まえて行う。
- ・監査等委員会及び指名・報酬委員会と取締役会とのコミュニケーションのあり方や指名・報酬委員会の運営面でのさらなる改善を図る。

② 取締役会の諮問機関（指名委員会、報酬委員会）

当社は、取締役会の諮問機関として以下を設置しております。

	指名委員会	報酬委員会
役割	取締役候補者・執行役員候補者の選任に関する基準・方法の審議及び提案、ならびに候補者選任案の審議	取締役・執行役員の報酬水準、評価・報酬に関する諸制度の審議及び提案
委員(注)	独立社外取締役3名、業務執行取締役1名	独立社外取締役3名、業務執行取締役1名
	定塚 由美子（委員長/独立社外取締役） 朱 殷卿（独立社外取締役） 亀岡 剛（独立社外取締役） 植村 幸祐（代表取締役社長）	朱 殷卿（委員長/独立社外取締役） 亀岡 剛（独立社外取締役） 定塚 由美子（独立社外取締役） 植村 幸祐（代表取締役社長）

(注) 2026年3月31日時点

1) 2025年度の活動状況

当社は、2025年度は、指名委員会を合計9回、報酬委員会を合計8回開催し、指名委員会及び報酬委員会ともに、各委員の出席状況は以下のとおりです。

氏名	指名委員会 出席状況 (全9回)	報酬委員会 出席状況 (全8回)
朱 殷卿	9回	8回
亀岡 剛	9回	8回
定塚 由美子 (注)	8回	7回
植村 幸祐 (注)	9回	7回

(注) 定塚由美子氏は2025年6月18日に指名委員会の委員及び報酬委員会の委員に就任した後に開催された指名委員会8回及び報酬委員会7回の全てに、植村幸祐氏は2025年6月18日に報酬委員会の委員に就任した後に開催された報酬委員会7回の全てに、それぞれ出席しております。

2) 2025年度における各委員会の主な審議内容

	主な審議内容
指名委員会	経営幹部の継承を鑑みた役員のモニタリング
	2026年度取締役候補者、執行役員の選定
	2026年度取締役のスキルマトリックス
	2025年度活動報告及び2026年度活動計画
報酬委員会	2025年度取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）及び執行役員の業績連動報酬（短期）算出に用いる業績目標額などの設定
	2024年度取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）及び執行役員の業績連動報酬（中長期）のうち、ESG関連指標の評価方法及び進捗評価
	次期中計の役員報酬制度
	2025年度活動報告及び2026年度活動計画

③ 監査等委員会

監査等委員会は、取締役の職務の執行に関して、適法性及び妥当性の観点から監査を行い、業務執行に関する重要な会議に出席するほか、業務執行取締役からの聴取、重要な決裁書類の閲覧などを通じて経営に対する監督・監査機能を果たします。

1) 監査等委員会の構成

当社の監査等委員会は、常勤の社内取締役1名及び独立社外取締役3名の、計4名で構成されています（男性2名・女性2名）。監査等委員会による監査の実効性を確保するため、当社グループの事業に精通した社内取締役を常勤監査等委員としており、当該常勤監査等委員を監査等委員会の委員長としています。（2026年3月31日時点）

2) 監査等委員会の支援体制

監査等委員会の監査の実効性を担保するため、「シニア・オーディター」を2名設置しております。シニア・オーディターは、当社グループの事業及び業務に精通し、財務・経理、リスク管理などの知見を有する者であり、監査等委員と同等の視点から監査等委員会の職務を補完・サポートしております。

④ 社外取締役の選任方針及び独立性に関する基準

当社は、社外取締役の実質的な独立性を重視し、会社法及び金融商品取引所が定める独立役員の要件に加え独自の社外取締役の独立性基準を策定し、社外取締役全員がこの基準を満たしていることを確認しております。

(ご参考) 当社基準は以下のとおりです。

社外取締役の選任及び独立性に関する基準

<社外取締役の選任基準>

当社は、社外取締役の選任にあたっては、企業経営者、政府機関出身者など産業界や行政分野における豊富な経験を有する者、世界情勢、社会・経済動向、企業経営に関する客観的かつ専門的な視点を有する者などを対象として、広範な知識と高い見識を持ち、かつ、人格に優れ、心身ともに健康である者を複数名、選任しております。また、多様なステークホルダーの視点を事業活動の監督に取り入れる視点から、ジェンダー、年齢、国際性などの多様性にも留意しております。

<社外取締役の独立性基準>

金融商品取引所が定める独立性基準に加え、以下のいずれの基準にも該当していないことを確認の上、独立性を判断しております。

1. 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を保有する者）またはその業務執行者
2. 当社の主要借入先（直近事業年度の借入額が連結総資産の2%を超える当社の借入先）またはその業務執行者
3. 当社の主要取引先（当社との取引額が、直近事業年度における当社の年間連結収益の2%を超える取引先）またはその業務執行者
4. 当社を主要取引先（当社との取引額が、直近事業年度における相手方の年間連結収益などの2%を超える取引先）とする者またはその業務執行者
5. 当社から役員報酬以外に、個人として過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタントなど（ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が過去3事業年度の平均で年間1,000万円または当該団体の年間総収入額もしくは年間連結収益などの2%のいずれか高い額を超える団体に所属する者）
6. 当社から年間1,000万円を超える寄付・助成等を受けている者（ただし、当該寄付・助成などを受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者）
7. 当社の会計監査人またはその社員などとして当社の監査業務を担当している者
8. 過去3年間において上記1～7に該当していた者
9. 上記1～8のいずれかに掲げる者（ただし、役員等重要な者に限る）の配偶者または二親等内の親族
10. 当社もしくは当社連結子会社の業務執行者（ただし、役員等重要な者に限る）の配偶者または二親等内の親族
11. そのほか、社外取締役としての職務を遂行する上で、一般株主全体との間に恒常的で実質的な利益相反が生じるなど、独立性に疑いが有る者

(3) 業務執行機関

当社は、最高経営責任者である社長管下の業務執行機関として以下を設置しております。

① 経営会議

業務執行取締役及び営業本部長やコーポレートの責任者などから構成され、当社グループの経営政策、経営戦略及び経営管理事項を全社的視野ならびに中長期的な観点から審議・決裁を行います。経営会議は原則月2回の頻度で開催しております。

② 投融資審議会

業務執行取締役やコーポレートの責任者などから構成され、重要な投融資案件（投融資保証案件、与信案件など）を全社的な視野に立って審議・決裁を行います。投融資審議会は原則月2回の頻度で開催しております。

③ 人事審議会

業務執行取締役やコーポレートの責任者などから構成され、重要な人事事項を全社的な視野に立って審議・決裁を行います。人事審議会は、原則月2回の頻度で開催しております。

④ 社内委員会

2025年度は、企業価値向上のため、組織横断的に取り組むべき経営事項を推進する社長管下の業務執行機関として、以下の社内委員会を設置しており、各社内委員会は、取締役会や経営会議にその活動内容に基づく報告を定期的に行っております。各委員会の詳細は以下のとおりです。

	役割	開催頻度
内部統制委員会	当社グループの内部統制体制の維持・高度化を図るための方針の策定ならびに内部統制体制及び運用状況、全社的な観点からのリスクのモニタリングを行います。	原則、四半期に1回
コンプライアンス委員会	コンプライアンスを徹底するための基本方針や施策などの検討・策定を行います。	原則、四半期に1回
サステナビリティ委員会	「サステナビリティ チャレンジ」に基づき、脱炭素社会の実現及びサプライチェーンを含む人権尊重の取り組みを中心に、サステナビリティに関する各種方針、施策の検討・策定を行います。	原則、四半期に1回
安全保障貿易管理委員会	当社グループを取り巻く安全保障貿易に関わる変化への迅速な対応及び適切な貿易管理体制の構築を行います。	年次開催に加え、必要に応じて招集
品質管理委員会	マーケットインの視点での事業展開(BtoCビジネス)、企業価値向上に向けた全社横断的な品質管理体制の構築・整備、施策の検討・策定を行います。	原則、四半期に1回
DX推進委員会	デジタルを活用して事業モデル・人材・業務プロセス面での改革を進め、事業の変革・競争力強化を通じて、企業価値の向上を実現することを目的として、DX推進の全体像を把握し、進捗・取り組み状況を共有・効果を検証します。	原則、月1回
情報・ITシステムセキュリティ委員会	企業価値向上に向けた全社の情報資産及びITシステムのセキュリティに関する課題の設定・取り組み方針の策定・対応策の実行を推進するとともに、DX推進加速に応じた、デジタルデータ及びITを活用するビジネス内で発生するリスクの所在・重要度を把握し、対策を協議します。	原則、半期に1回

また、特定テーマの実務・取り組みにつき組織横断的に議論・検討する「事業継続マネジメント検討部会」及び「開示検討部会」を設置しております。当社の企業価値向上に資する体制を構築していくため、今後も継続的に、必要な見直しを行い、体制の高度化を図ってまいります。

(4) 監査等委員会監査、会計監査及び内部監査の状況

当社では、監査等委員会、会計監査人及び監査部は、それぞれの立場で監査業務を行う上で、監査の相互補完及び効率性の観点から双方向的な情報交換を行い、監査の実効性を高めております。

① 監査等委員会監査の状況

監査等委員会は、監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準、監査実施計画及び業務分担に基づき、以下の主な活動内容に示す方法などにより監査を実施し、経営に対する監視・監査を行っております。

監査等委員会は、会計監査人より監査計画の説明及び定期的な監査実施状況の報告を受けることで、効率的な監査を実施するとともに、会計監査人の独立性について監視しております。また、監査部による内部監査計画を承認し期中には監査実施状況の報告を受けるなど、会計監査人、監査部と連携の上、当社の状況を適時適切に把握する体制としております。

内部統制委員会からは事務局である内部統制統括部を通じ、定期的に業務執行における内部統制システムの整備・運用状況の報告を受けレポートラインを構築しております。

国内外連結子会社に対しては、往査やウェブ会議システムを活用したリモート監査により十分なコミュニケーションを図り、監査を実施しております。

監査等委員会は2025年度下記事項に重点を置き監査を行いました。

1) 中期経営計画の遂行状況

「双日らしい成長ストーリー」実現に向けた成長基盤強化、人的資本強化の具体的な施策の妥当性・実現性を確認する。

2) グループガバナンスの状況

連結経営の視点を踏まえ、当社及び国内外グループ会社の業務執行が社会的責任を常に自覚し、公正かつ適正な判断のもと、責任ある行動に基づいて行われているかを監視・監査する。

3) グループ・コンプライアンス遵守の状況

グループ全体にコンプライアンス意識の浸透、法令・社内ルールの遵守徹底を促し、企業不祥事など、会社に著しい損害を及ぼす事象の発生を未然に防止する。

4) 内部統制システム

内部統制システムの整備及び運用の状況を把握し、会計監査人、内部監査及び内部統制を所管する部署、加えてグループ会社監査役と連携してモニタリングを行い、その有効性を検証する。また、金融商品取引法に定める財務報告の信頼性を確保する体制の整備・運用状況についても、広義の内部統制システムの構成要素として上記と同様にモニタリング及び検証を行う。

5) 投融資を含む資産の健全性や事業経営のフォローアップ体制

社内外の環境が変化する中、グループ全体の事業の収益性と資産の質を維持・確保するため、投融資を含む資産評価や事業のフォローアップのプロセスを検証し、適時適切な判断がなされているかを監視・監査する。

6) 内部統制システムにおける社内連携

内部統制システムを利用した組織的監査の充実を図り、監査部とのコミュニケーションを強化するとともに、内部統制委員会からも内部統制システムの整備・運用状況の定期報告を受けることで、監査の質と効率性の向上を目指す。

監査等委員の主な活動内容	開催頻度	分担	
		常勤	社外
取締役会の諮問委員会への出席（指名委員会、報酬委員会）	適時	—	○
重要会議、社内委員会への出席（経営会議、投融資審議会、内部統制委員会、コンプライアンス委員会、サステナビリティ委員会、安全保障貿易管理委員会、品質管理委員会、DX推進委員会、情報・ITシステムセキュリティ委員会）（注3）	適時	○	△ （注1）
業務執行取締役との面談	年2回	○	○ （注2）
監査等委員ではない社外取締役との面談	年2回	○	○
営業本部長、職能担当本部長、海外総支配人・総代表との面談	年1～2回	○	△
国内外のグループ会社への往査（リモート監査を含む）	年43社	○	△
グループ会社常勤監査役との連絡会開催	年2回	○	—
会計監査人の監査計画、監査報告会、期中コミュニケーションなどの出席、面談	年10回	○	○
監査報告会への出席、内部監査の監査講評会の出席（注3）	年54回	○	—
重要な決裁書類の閲覧	四半期ごと	○	—

○印は担当を示し、△は部分的担当あるいは任意の担当を示しております。

（注）1. 社外監査等委員は、投融資審議会にオブザーバーとして出席しました。

2. 社外監査等委員は、原則として1名以上が出席しました。

3. 内部統制委員会、コンプライアンス委員会については各事務局部署から、内部監査の結果については監査部から、いずれも直接監査等委員会宛に定期的に報告を受けております。

② 内部監査の状況

当社は、他の業務執行部門から独立した組織として監査部を設置しています。監査部37名（2026年3月31日時点）は、営業部、コーポレート、連結子会社を主たる対象とし、当社グループの経営諸活動及び業務管理などが法令及び社内規程に準拠し、適正に遂行されていることを内部監査し、検証します。監査部による内部監査は内部統制の整備・充実を図り不正の摘発・防止及び経営目標の効果的な達成に寄与することを目的としており、その実施状況は、以下のとおりです。

- ・ 監査部は、監査の年度運営方針、重点項目及び年間スケジュールなどを付した年度監査計画を立案し、当該計画に基づき内部監査を実施。
- ・ 監査時は、組織体のガバナンス・リスク管理・内部統制が適切に機能しているかを検証するとともに、損失の未然防止や問題解決に向け、実効性のある改善提案を実施。
- ・ 監査後は、監査対象組織につき、監査結果の表明、問題点についての意見交換、改善策の協議のため、監査講評会（出席者：監査対象組織の社長、コーポレート各部の責任者、常勤監査等委員など）を開催。監査講評会終了後には、内部監査報告書を作成し、監査報告会（会長、社長、CF0、常勤監査等委員、その他社長が必要と認めた者で構成）へ提出。
- ・ 監査での指摘事項について、監査対象組織より3カ月後、6カ月後に改善状況の報告を受けるとともに、フォローアップ監査により改善状況を確認。

また、内部監査の実効性を確保するための当社取り組みは以下のとおりです。

- ・ 監査部の年度監査計画は、監査等委員会の決議を取得し、経営会議及び取締役会に報告。
- ・ 監査部は、内部監査結果を、社長のみならず、取締役会及び監査等委員会に対しても、定期的に報告。
- ・ 監査部長、常勤監査等委員及びその補助者は、定期的に会合を持ち、各々の監査活動における気づきや課題等のタイムリーな共有、及び意見交換を実施。
- ・ 監査部、監査等委員会、会計監査人の三者間では、四半期に一度、各々の監査結果の共有及び意見交換を目的とした報告会を実施。
- ・ 監査部の組織業績の審議及び評価、ならびに監査部長の個人評価には、監査等委員会との協議を必要とし監査の独立性を確保。

③ 会計監査の状況

当社は、会社法に基づく会計監査ならびに金融商品取引法に基づく財務諸表監査、期中レビュー及び内部統制監査に関し、有限責任 あずさ監査法人に監査を依頼しております。当事業年度における業務執行社員の氏名は以下のとおりです。

（指定有限責任社員、業務執行社員）：福井 淳、富田 亮平、引敷林 嗣伸

(5) 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備・運用状況

① 基本的な考え方

当社は、「双日グループ企業理念」に基づき、規程・組織・体制等の内部統制システムを整備しております。

■当社グループの業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針

<p>1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p>	<ul style="list-style-type: none">・当社は、「双日グループコンプライアンス・プログラム」にコンプライアンス徹底のための手順を定めるとともに、「双日グループ・コンプライアンス行動基準」を策定し、当社グループの役職員による法令及び定款ならびに社内規程遵守を徹底する。・当社は、当社グループにおける関連諸法令の遵守の徹底を図るため、コンプライアンス委員会を中心に、コンプライアンス体制の整備を促進するとともに、当社内各部署の職務分掌及び当社グループ会社における主管者を明確にする。・当社は、反社会的勢力とは取引を含む一切の関係を持たず、不当な要求には、法的対応を含め、毅然とした態度で臨み、当社グループにおいて、その徹底を図る。・当社は、法令及び会計基準に適合した財務諸表の作成手順などを社内規程に定め、当社グループの連結財務報告の適正性を確保する。・当社は、他の業務執行部門から独立した組織として監査部を設置する。監査部は、当社グループの経営諸活動及び業務管理などが法令及び社内規程に準拠し、適正に遂行されていることを内部監査し、検証する。
<p>2. 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</p>	<ul style="list-style-type: none">・当社は、取締役会議事録及び稟議決裁書など、当社取締役の職務の執行に係る重要文書につき、「取締役会規程」及び文書や情報の管理に関する社内規程に従い、保存期間及び保存責任部署を定めて管理する。
<p>3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制</p>	<ul style="list-style-type: none">・当社は、当社グループの損失に結びつく社内外の様々なリスクを識別・分類し、それぞれについての社内規程ないし対応手順と主管部署を定め、当社グループの損失発生を防ぐとともに発生時の損失極小化を図る。また、その実効性を不断に確認・改善するとともに、事業環境の変化に伴って当社グループに新たなリスクが生じる場合には、速やかに対応する。・当社は、自然災害、テロ、戦争、犯罪、暴動、感染症など、外的要因により発生する不測の事態に対する方針及び体制についての社内規程を定め、危機管理を行う。・当社は、当社グループ会社の事業内容や規模に応じて、規程の導入や、必要なリスク管理体制の整備を義務付けることにより、リスクを適切にコントロールする。

<p>4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、当社の取締役、執行役員の役割分担を明確にするとともに、社内各部署の職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定の手続につき社内規程などに定める。 ・ 当社は、取締役会で決議すべき重要事項を「取締役会規程」に定め、その他の重要事項の決定については業務執行取締役に委任し、経営会議のほか、審議会あるいは委員会などの業務執行機関を設置する。また、業務執行取締役から取締役会に報告すべき事項を定め、取締役会によるモニタリングが効果的に行われる体制とする。 ・ 当社は、当社グループ会社の管理運営体制を統轄する部署を設置し、当社グループの経営の効率性を確保し、グループ経営を推進する。 ・ 当社の取締役会、または経営会議などで決定された当社グループの経営方針は、速やかに当社グループ内に通知し、口頭及び文書による方法も加えて、当社グループ役職員に周知する。 ・ 当社は、連結ベースでの経営計画を策定し、経営目標及び経営指標を当社グループで共有する。
<p>5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、「グループ経営基本規程」などのグループ経営に関する社内規程において、当社グループ会社を主管する主管者を必ず定めることとし、当社グループ会社に対し重要事項に関する事前協議を求めるほか、当社への年度事業報告及び営業活動報告を含む定期的な報告を義務付ける。 ・ 当社監査部は、当社グループ会社の内部監査を実施し、業務の適正を検証する。

<p>6. 当社監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制</p>	<p>(1) 監査等委員会の職務を補助する体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、監査等委員会の職務を補助する使用人として、当社グループの事業及び業務に精通し、財務・経理、リスク管理などの知見を有する者を配置する。同使用人は監査等委員会の指示に従い職務を遂行するものとし、その評価、異動に際し、監査等委員会との協議を経るものとする。 <p>(2) 監査等委員会への報告に関する体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社取締役及び業務執行責任者は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちにこれを監査等委員会に報告しなければならない。 ・ 当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、コンプライアンス委員会などを通じて、定期的に監査等委員会に報告する。 ・ 監査部は、監査等委員会に対して内部監査に係る報告を定期的に行う。 ・ 監査等委員会は、必要に応じて、会計監査人、当社取締役もしくはその他の者に対して報告を求めることができる。 ・ 当社は、内部通報制度など（監査等委員会などへの報告も含む）を通じて報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。 <p>(3) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、監査等委員の職務の遂行に必要な費用を支出する。 ・ 監査等委員会が選定した監査等委員は、当社経営会議その他の重要な会議に出席して重要事項の審議ないし報告状況を直接認識できる体制とする。 ・ 当社代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査等委員会の監査の環境整備状況、監査上の重要課題などについて意見交換を行う。
--------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

② 整備・運用状況

1) 内部統制システム全般

社長管下の業務執行機関である内部統制委員会が、内部統制システムの整備及び運用状況のモニタリングを実施し、内部統制体制の維持・高度化を図っております。

運用状況の概要

内部統制委員会は、内部統制システム全般の整備・運用状況を俯瞰し、定期的なモニタリングを通じて、社内制度・体制などに関する全社的な課題の抽出と対応策の検討、担当部署への指示、改善を行っております。また、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制評価の進捗を監督し、財務報告の信頼性の確保に取り組んでおります。

内部統制委員会は当期に4回開催し、その内容を取締役に報告しております。

なお、個々の分野での具体的な施策については、社長管下の各委員会（コンプライアンス委員会、サステナビリティ委員会、安全保障貿易管理委員会、品質管理委員会、DX推進委員会、情報・ITシステムセキュリティ委員会）・各種検討部会（開示検討部会、事業継続マネジメント検討部会）において取り組んでおります。

2) コンプライアンス

「双日グループコンプライアンス・プログラム」にコンプライアンス徹底のための手順を定めるとともに、「双日グループ・コンプライアンス行動基準」を策定し、当社グループ役職員の拠りどころとなる世界共通の判断基準を示しております。

また、CCO（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）を委員長とするコンプライアンス委員会を中心に、各グループ会社及び海外拠点において、それぞれコンプライアンス責任者やコンプライアンス委員会を設置するなど、グループ全体が連携して法令・企業倫理遵守を推進する体制を構築しております。

コンプライアンス違反の防止や早期発見に向けては、内部通報制度として、コンプライアンス委員会事務局・社外弁護士へのホットライン及び24時間365日活用できる多言語対応の「双日エシックスホットライン」をグループ役員に周知するほか、当社ウェブサイト内にコンプライアンスに関する問い合わせ窓口を設置し、社外からの通報を受けける体制を整えております。

加えて、腐敗行為を防止するために、「双日グループ腐敗行為防止規程」及び「双日グループ腐敗行為防止要領」を制定し、グループ会社においても、これに準じた規程を導入しております。

国内外の制裁・輸出規制違反リスクについては、「双日グループ制裁対応・輸出管理基本方針」を制定し、リスクに対応する体制を構築しております。

また、世界各国で事業展開をするにあたり、税務コンプライアンスの遵守、税務コストの適正化及び税務当局との関係に関する「双日グループ税務ポリシー」を定め、適時適切な納税義務の履行に努めております。

そのほか、法令遵守はもとより、あらゆるハラスメントの存在しない、良好な就業環境を維持・継続するためにeラーニングを含む研修などのプログラムを整備して実施しております。

運用状況の概要

コンプライアンス委員会で策定した活動計画に基づき、コンプライアンス事案に関する再発防止策の協議や行動基準の実践に向けた当社グループ会社に対する支援・指導を継続的に行っております。

当期における具体的な活動は以下のとおりです。

- ・コンプライアンス委員会の開催（4回）
- ・CCOによる本部長及び当社グループ会社社長との面談
- ・グループ会社コンプライアンス担当者連絡会の定期開催
- ・海外拠点コンプライアンス担当者との定期連絡会議開催
- ・ハラスメント防止、腐敗行為防止などの重要課題に関する研修・セミナー・説明会の実施
- ・新入社員向け、キャリア入社社員向け、海外赴任者向けなど、各種研修の実施
- ・飲酒に起因する不祥事に関する注意喚起レターの発出
- ・リスクベース・アプローチによる個別の国内事業会社へのコンプライアンス体制強化支援（調査協力、カスタマイズ型の研修の実施など）

特に、安全保障貿易管理に関しては、安全保障貿易管理委員会で策定した活動計画に基づき、委員会事務局が制裁・輸出規制違反防止のための活動及び当社グループ会社に対する支援・指導を行っております。

当期における具体的な活動は以下のとおりです。

- ・安全保障貿易管理委員会の開催（2回）
- ・新入社員向け、キャリア入社社員向け、海外赴任者向けなど、各種研修の実施
- ・海外拠点の現地安全保障貿易管理関連規程の改定・制定を支援
- ・安全保障情勢の変化（米中関係、中東情勢、ミャンマー情勢、ロシア・ウクライナ情勢など）に伴う制裁強化などに呼応した対応支援

3) リスク管理

事業運営において晒される様々なリスクに対処するため、リスク管理に関する諸規程を定めて管理・運用し、継続的なリスク管理体制の高度化を図っております。

また、内部統制の基本的な考え方である3線モデル（第1線：営業本部、第2線：コーポレート、第3線：内部監査）における第1線、及び第2線のリスクマネジメント力の強化を進めております。

運用状況の概要

当社グループでは、全社的なリスク管理については、社長管下の業務執行機関である内部統制委員会が、事業環境の変化を勘案の上、全社を俯瞰し、主要なリスクを特定、重要性の評価を行った上で、リスク対応方針の協議・決定をしております。このほか、個々のリスクに関しては、関係するコーポレートの各部署が各種社内規程を整備し、運用の徹底を図っております。また、社内委員会における全社横断的な観点からのモニタリングを通じて、各々のリスクの特性に応じたきめ細かな対応を図っております。

これらの運営状況については、内部統制委員会がモニタリングし、定期的に経営会議及び取締役会に報告しております。

また、事業環境の変化などに伴い、グループ内でのリスク認識や取り組みの強化、新たなリスク領域への対応が必要となった場合などは、適宜、経営に報告の上、対処しております。第1線、第2線のリスクマネジメント力の強化を目的として、2025年4月に、全社的なリスク管理に関する諸規程の改定を行っております。

さらに、世界情勢の変化や地政学リスクの高まりを踏まえ、突発的なリスク発現時の影響度合いを把握できる体制の整備を進めております。また、営業本部・コーポレートとの継続的な対話・連携を通じ、リスク発現時の機動的対応力の向上と、事業継続性の確保及びレジリエンス（回復力）の一層の強化にも取り組んでおります。

不測の事態に対しては、「双日グループ危機管理基本方針書」において、平常時及び発生時の危機管理体制を定めております。また、「危機管理運営要領」にて、発生時の具体的な体制と役割を定め、安全確保のための役職員の安否及び物的被害の確認と報告などの初期対応や、被害拡大を防ぐために、危機の発生している地域及びその状況に応じた適時適切な判断を行うことができる体制を整えております。

こうした取り組みも含む、当社グループ内のルール・ガイドラインの新設・変更、注意事項などの主要情報をまとめた「内部統制通信」の配信、組織ごとにリスクポイントをチェックする自己点検の実施などを通じ、当社グループ社員へリスク対応の重要性について意識の浸透を図っております。

そのほか、グループ役職員のリスク感度を向上させるべく、多種のリスク管理研修を通じた恒常的な教育・啓蒙活動を実施しております。

4) 業務執行体制

当社は、監査等委員会設置会社であり、重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる旨を定款に定めているとともに、取締役の過半数を社外取締役で構成しています。取締役会による監督のもと、業務執行において適切な意思決定を行うため、業務執行機関として経営会議をはじめとする各種会議体を設置し、経営判断の質とスピードの両立を図っております。最高経営責任者である社長を議長とし、執行役員を構成メンバーとする経営会議においては、当社グループの経営及び執行に係る重要事項を全社的視野ならびに中長期的な観点で審議、決裁しております。さらに、社長管下には、重要な投融资案件を審議・決裁する投融资審議会、重要な人事事項を審議・決裁する人事審議会、組織横断的な視点で取り組むべき事項を推進する複数の社内委員会を設置しております。

「取締役会規程」をはじめとする各種社内規程において、意思決定機関ならびに各会議体の役割・権限を明確に定めるとともに、役職位及び各部署における権限、責任の内容・範囲、業務分掌などを体系的に規定しております。これにより、意思決定プロセスの透明性及び職務執行の効率性を確保しております。また、「グループ経営基本規程」及び「グループ経営運営規程」により、当社グループ全体の経営管理体制の基本的な枠組みを定めるとともに、各子会社においても当該方針に基づいた各種規程の整備を行っております。

運用状況の概要

取締役会では、中長期的な経営方針・経営計画や重要な人事などの当社グループ経営に係る重要事項などについて議論し、それ以外は、業務執行取締役へ権限委任を行うことで意思決定の迅速化を図っております。

加えて、専任組織として設置された取締役会業務室を中心に、取締役の職務執行が効率的に行われるよう、取締役会の付議事項に必ずしも限定することなく適時適切な情報共有を行っております。

当社グループにおいては、取締役会付議基準を含め、各種社内規程の見直しを定期的に行うことなどを通じて、グループ経営におけるガバナンスの実効性を確保しております。これにより、グループ全体としての統制を維持しつつ、経営資源の有効活用及び業務運営の効率化を図り、企業価値の最大化に努めております。

5) グループ会社経営管理

「グループ経営基本規程」、「グループ経営運営規程」に定めた当社グループの経営管理体制に基づき、主管者（営業本部長または担当本部長）のもと、各グループ会社が体制の整備を行っております。また、各社の体制整備状況については、定期的にモニタリングを行っております。

加えて、当社取締役は、主管者または当社がグループ会社に派遣した取締役、監査役などを通じ、グループ会社の経営状況を把握するものとしております。

運用状況の概要

主管者は、グループ連結会社の社長に対し、中期経営計画、経営目標及び経営課題等に関する期待役割を提示し、社長は期待役割に対する取り組み方針を主管者に明示しております。グループ会社からは年度事業報告・月次営業活動報告などの定期的な報告を取得、また当社が派遣した取締役や監査役などを通じ、適正な経営基盤やガバナンスの整備及び運用などに対する経営監督を行っております。また、個社運営上での重要事項については当社への事前協議を求め、グループ会社の重要な業務執行について適切に管理しております。

このほか、グループ経営を推進するために、グループ経営方針に基づいた個社各種規程の整備の実施や、グループ会社の役職員向け研修などにおいて、当社グループの経営理念、方針の浸透に努めております。

当社監査部は監査等委員会で決議した監査計画に基づき、社長の管轄のもと、グループ会社の監査を実施し、組織体のガバナンス・リスク管理・内部統制が適切に機能しているかを検証するとともに、損失の未然防止や問題解決に向け、実効性のある改善提案を実施しております。また、監査結果は社長のほか、取締役会及び監査等委員会に対しても定期的に報告を行っております。

さらに、グループ会社におけるガバナンス強化の一環として、各グループ会社における取締役会の実効性向上のために、「取締役会運営ガイドランス」を策定し、各社の取締役会の運営状況のモニタリングを実施しております。

また、新任のグループ会社取締役・監査役向けには、外部専門家を招いて毎年研修を実施しております。

6) 情報の保存及び管理

取締役会議事録などの重要文書をはじめとする職務執行に係る文書の取扱いについては、取締役会規程及び文書保存規程などに基づき責任部署が法定保存期間に応じて適切に管理するとともに、必要に応じて閲覧に供せる体制としております。また、職務執行に係る情報については、その重要性・秘匿性に応じた区分や管理方法を規程に定め、運用状況のモニタリングなどを実施、さらにはCISOを議長とする情報・ITシステムセキュリティ委員会を定期的に開催し、情報セキュリティに係る体制を強化しております。

運用状況の概要

職務執行に関わる情報については、規程に定める情報の区分や管理方法、保存期間などについて定期的に見直すとともに、適切な管理の徹底に努めております。なお、当社グループでは、特に厳格な管理が求められる情報を「特定の管理が必要な情報」として、具体的な管理・運用方法のガイドラインを策定しており、保有状況の調査や必要な改善指導を継続して行っております。そのほか、グループ全体のセキュリティガバナンス強化に取り組んでおり、手口の高度化・巧妙化が進むサイバー攻撃を早期に検知し影響を抑え込むソフトウェアの導入やセキュリティリスクアセスメントの実施及び改善指導など、セキュリティ対策をグループ全体に展開し、継続的な強化に努めております。

なお、情報・ITシステムセキュリティ委員会は当期に2回開催しました。

7) 監査等委員会の監査の実効性

(a) 監査等委員会の職務を補助する体制

監査等委員会の監査の実効性を担保するため、「シニア・オーディター」を2名配置しております。

シニア・オーディターは、当社グループの事業及び業務に精通し、財務・経理、リスク管理などの知見を有する者であり、監査等委員と同等の視点から監査等委員会の職務を補充・サポートするものです。

運用状況の概要

シニア・オーディターは、監査等委員会の指示のもと国内外連結子会社などへの往査の同行、内部監査の各種報告会への出席をはじめ、適切に監査等委員の補助をしております。

(b) 監査等委員会への報告に関する体制

監査等委員会への報告体制については、取締役からの報告に加え、内部統制委員会、コンプライアンス委員会などの各種委員会や監査部などを通じた当社グループに関する事項、連結子会社からの事業報告など、監査に必要な報告が適宜行われる体制を整備しております。また、監査等委員会への報告者が不利な取扱いを受けないよう、関連規程に規定しております。

会計監査については、監査等委員会が会計監査人より監査計画の説明及び定期的な監査実施状況の報告を受け、相互に情報を共有し、効率的な監査が実施できる体制を構築するとともに、会計監査人が独立性を保持しているかの監視及び検証を行い、また監査の品質管理状況などについても恒常的に評価しております。

運用状況の概要

監査等委員会への報告は適時に行われており、監査等委員と代表取締役との面談、監査等委員と会計監査人との定期的な面談に加え、三様監査面談（監査等委員、会計監査人、監査部）も実施し、会計監査人、監査部との連携を一層深めております。

また、国内外連結子会社などに対しては、往査やweb会議システムを活用したリモート監査により十分なコミュニケーションを図り、監査を実施しております。

(c) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は監査等委員の職務の遂行に必要な費用を支出しております。また、監査等委員会が選定した監査等委員が、重要な会議へ出席し直接審議や報告状況を認識できる体制とし、当社代表取締役との意見交換も実施しております。

運用状況の概要

監査等委員会が選定した監査等委員は、経営会議、投融资審議会、各種社内委員会（内部統制委員会、コンプライアンス委員会、サステナビリティ委員会、安全保障貿易管理委員会、品質管理委員会、DX推進委員会、情報・ITシステムセキュリティ委員会）、監査報告会に毎回出席し、監査等委員会に報告すべき事項については、監査等委員会において報告しております。

代表取締役との意見交換については、年2回面談を実施し、会社が対処すべき課題、監査等委員会の監査の環境整備状況、監査上の重要課題などについて意見交換を行っております。

連結計算書類

連結持分変動計算書

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本 剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素		
				在外営業 活動体の 換算差額	FVTOCIの 金融資産	キャッシュ ・フロー ・ヘッジ
2025年4月1日残高	160,339	96,782	△45,701	105,088	74,669	10,339
当期純利益						
その他の包括利益				78,116	△1,500	6,559
当期包括利益	—	—	—	78,116	△1,500	6,559
自己株式の取得		△16	△9,978			
自己株式の処分		△93	96			
自己株式の消却		△50,353	50,353			
配当金						
支配が継続している子会社 に対する親会社の持分変動				200		△7
非支配株主に対するプット・ オプション及び先渡契約						
その他の資本の構成要素 から利益剰余金への振替					△1,090	
株式報酬取引		1,137				
その他の増減						
所有者との取引等合計	—	△49,325	40,471	200	△1,090	△7
2026年3月31日残高	160,339	47,456	△5,230	183,405	72,077	16,891

	親会社の所有者に帰属する持分				非支配持分	資本合計
	その他の資本の 構成要素		利益 剰余金	親会社の 所有者に 帰属する 持分合計		
	確定給付 制度の 再測定	その他の 資本の 構成要素 合計				
2025年4月1日残高	—	190,096	567,439	968,956	38,659	1,007,616
当期純利益			103,611	103,611	4,035	107,647
その他の包括利益	1,072	84,247		84,247	1,344	85,592
当期包括利益	1,072	84,247	103,611	187,859	5,379	193,239
自己株式の取得				△9,994		△9,994
自己株式の処分				2		2
自己株式の消却				—		—
配当金			△33,182	△33,182	△4,079	△37,262
支配が継続している子会社 に対する親会社の持分変動		193	175	368	△2,408	△2,040
非支配株主に対するプット・ オプション及び先渡契約			△22,948	△22,948		△22,948
その他の資本の構成要素 から利益剰余金への振替	△1,072	△2,162	2,162	—		—
株式報酬取引				1,137		1,137
その他の増減			△1,830	△1,830	25,880	24,049
所有者との取引等合計	△1,072	△1,969	△55,623	△66,447	19,391	△47,055
2026年3月31日残高	—	272,375	615,428	1,090,369	63,430	1,153,800

(ご参考)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本 剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素		
				在外営業 活動体の 換算差額	FVTOCIの 金融資産	キャッシュ ・フロー ・ヘッジ
2024年4月1日残高	160,339	96,448	△21,915	107,740	79,573	11,876
当期純利益						
その他の包括利益				△2,690	△3,630	△1,537
当期包括利益	—	—	—	△2,690	△3,630	△1,537
自己株式の取得		△7	△23,989			
自己株式の処分		△201	203			
配当金						
支配が継続している子会社 に対する親会社の持分変動				1		
非支配株主に対するプット・ オプション及び先渡契約						
その他の資本の構成要素 から利益剰余金への振替					△1,273	
株式報酬取引		543				
その他の増減				36		
所有者との取引等合計	—	333	△23,786	38	△1,273	—
2025年3月31日残高	160,339	96,782	△45,701	105,088	74,669	10,339

	親会社の所有者に帰属する持分				非支配持分	資本合計
	その他の資本の 構成要素		利益 剰余金	親会社の 所有者に 帰属する 持分合計		
	確定給付 制度の 再測定	その他の 資本の 構成要素 合計				
2024年4月1日残高	—	199,190	490,013	924,076	31,550	955,627
当期純利益			110,636	110,636	3,562	114,199
その他の包括利益	460	△7,397		△7,397	△358	△7,756
当期包括利益	460	△7,397	110,636	103,239	3,203	106,443
自己株式の取得				△23,997		△23,997
自己株式の処分				1		1
配当金			△31,721	△31,721	△3,137	△34,859
支配が継続している子会社 に対する親会社の持分変動		1	△804	△802	3,942	3,140
非支配株主に対するプット・ オプション及び先渡契約			△2,357	△2,357		△2,357
その他の資本の構成要素 から利益剰余金への振替	△460	△1,734	1,734	—		—
株式報酬取引				543		543
その他の増減		36	△62	△26	3,100	3,073
所有者との取引等合計	△460	△1,696	△33,211	△58,359	3,905	△54,454
2025年3月31日残高	—	190,096	567,439	968,956	38,659	1,007,616

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定に基づき国際会計基準（以下、「IFRS会計基準」という）に従って作成しております。

なお、同項後段の規定に基づき、IFRS会計基準にて要請される記載及び注記の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 413社

主な連結子会社は以下のとおりであります。

双日米国会社、双日欧州会社（BV）、双日アジア会社、双日中国会社、双日エアロスペース㈱、
双日マシナリー㈱、双日プラネット㈱、日本エイアンドエル㈱、双日建材㈱、双日食料㈱、マリンフーズ㈱、
トライ産業㈱、双日ファッション㈱、双日九州㈱、双日テックイノベーション㈱、
Sojitz Development Pty Ltd、Thai Central Chemical Public Co., Ltd.

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数 129社

主な持分法適用会社は以下のとおりであります。

エルエヌジージャパン㈱、㈱メタルワン、ロイヤルホールディングス㈱、㈱JALUX

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 金融資産

金融資産は当該金融商品の契約条項の当事者になった場合に当初認識を行い、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてが移転している場合において、金融資産の認識を中止しております。

当社グループでは、通常の方法による金融資産の売買において、償却原価で測定する金融資産及びFVTOCIの負債性金融商品については決済日に認識及び認識の中止をしており、それ以外の金融資産については取引日に認識及び認識の中止をしております。

当初認識された金融資産については償却原価で測定する金融資産、FVTOCIの負債性金融商品、FVTOCIの資本性金融商品及びFVTPLの金融資産に分類しております。

当社グループでは営業債権の一部について、手形の割引等の方法により流動化を行っております。しかし、当該流動化債権の中には、債務者が支払を行わない場合に、当社グループに遡及的に支払義務が発生するものがあり、このような流動化債権については、リスクと経済価値のほとんど全てが移転しているとはみなされないことから認識の中止を行っておりません。

(a) 償却原価で測定する金融商品

次の条件が共に満たされる金融資産を償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルの中で資産が保有されている
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる

償却原価で測定する金融資産は、当初認識時に公正価値により測定し、その取得に直接起因する取引コストを加算して測定しております。また、当初認識後は実効金利法に基づく償却原価で測定しております。

(b) FVTOCIの負債性金融商品

次の条件が共に満たされる金融資産をFVTOCIの負債性金融商品に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローの回収及び金融資産の売却の両方を達成することを目的とした事業モデルの中で資産が保有されている
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる

FVTOCIの負債性金融商品は、当初認識時に公正価値により測定し、その取得に直接起因する取引コストを加算して測定しております。また、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動をその他の包括利益として認識しております。ただし、公正価値の事後的な変動のうち、実効金利法に基づく金融収益、為替換算差額及び減損損失は純損益に認識しております。その他の包括利益として認識した金額は、認識を中止した場合、その累積額を純損益に振り替えております。

(c) FVTOCIの資本性金融商品

売買目的ではない資本性金融商品への投資については、当初認識時に、その公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示するという取消不能な選択を行うことが認められており、当社グループでは取引関係の維持・強化を目的として保有する資本性金融商品について、その保有目的に鑑み当該指定を行っております。

FVTOCIの資本性金融商品については、当初認識時に公正価値にその取得に直接起因する取引コストを加算して測定しております。また、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動をその他の包括利益として認識しております。その他の包括利益として認識した金額は、認識を中止した場合、もしくは公正価値が著しく低下した場合にその累積額を利益剰余金に振り替えており、純損益には振り替えておりません。なお、配当については純損益として認識しております。

(d) FVTPLの金融資産

上記以外の金融資産はFVTPLの金融資産に分類しております。FVTPLの金融資産は、当初認識時に公正価値により測定し、その取得に直接起因する取引コストは、発生時に純損益で認識しております。また、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動を純損益として認識しております。

なお、重大な金融要素を含まない営業債権は、当初認識時に取引価格で測定しております。

② 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のうちいずれか小さい額で測定しております。

棚卸資産の取得原価は、購入原価、加工費及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他のコストのすべてを含んでおり、主として平均法に基づいて算定しております。代替性がない棚卸資産は個別法に基づいて算定しております。

なお、トレーディング目的で取得した棚卸資産については、売却コスト控除後の公正価値で測定し、公正価値の変動を純損益で認識しております。

③ 有形固定資産

当社グループは、有形固定資産の当初認識後の測定について原価モデルを採用しており、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額をもって計上しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連するコストが含まれております。有形固定資産の重要な構成要素について、異なる費消が行われる場合、それぞれ別個の有形固定資産項目として会計処理をしております。

④ 使用権資産

「4. 会計方針に関する事項 (8) リース」をご参照ください。

⑤ のれん及び無形資産

(a) のれん

のれんは取得価額から減損損失累計額を控除した価額をもって計上しております。

(b) 無形資産

当社グループは無形資産の当初認識後の測定について原価モデルを採用しており、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額をもって計上しております。

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。企業結合で取得した無形資産の取得原価は、取得日時点の公正価値としております。自己創設無形資産については、資産認識の要件を満たすものを除き、関連する支出は発生時に費用処理しております。資産の認識基準を満たす自己創設無形資産は、認識基準を最初に満たした日以降に発生する支出の合計額を取得原価としております。

⑥ 投資不動産

投資不動産とは、賃料収入又はキャピタル・ゲイン、もしくはその両方を得ることを目的として保有する不動産であります。通常の営業過程で販売するものや、商品又はサービスの製造・販売、もしくはその他の管理目的で使用する不動産は含まれておりません。

当社グループは投資不動産の当初認識後の測定について原価モデルを採用しており、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額をもって計上しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

有形固定資産は、各構成要素の見積耐用年数にわたり、主として定額法により減価償却を行っております。

② 使用権資産

「4. 会計方針に関する事項 (8) リース」をご参照ください。

③ 無形資産

耐用年数を確定できる無形資産は、主にソフトウェア、鉱業権、顧客関連資産であります。これらは鉱業権を除き、見積利用可能期間にわたって定額法により償却し、鉱業権については、主として見積埋蔵量に基づく生産高比例法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、見積利用可能期間を概ね5年としております。

耐用年数を確定できない無形資産は、主に企業結合により取得したフランチャイズ権であり、これらについては償却を行っておりません。当該資産の耐用年数を確定できないものと判断する事象又は状況が引き続き存在しているか否かについて、期末日に見直しを行っております。

④ 投資不動産

減価償却については、見積耐用年数にわたり、主として定額法により減価償却を行っております。

(3) 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として現在の債務(法的債務又は推定的債務)を有しており、当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りが可能である場合に認識しております。

貨幣の時間的価値の影響に重要性がある場合、当該負債に特有のリスクを反映させた現在の税引前の割引率を用いて割引いた金額で引当金を計上しております。

(4) 収益の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財又はサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で(又は充足するにつれて)収益を認識する。

当社グループは、顧客との契約に含まれる別個の財又はサービスを識別し、これを取引単位として履行義務を識別しております。当社グループでは、通常の商取引において、仲介業者又は代理人としての機能を果たす場合があるため、履行義務の識別にあたっては本人か代理人かの検討を行っており、自らの約束の性質が、特定された財又はサービスを自ら提供する履行義務である場合には本人と判定しております。一方、それらの財又はサービスが他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には代理人として判定しております。本人か代理人かの検討に際しては、下記の指標に基づき総合的に判断しております。

- ・当社グループが、特定された財又はサービスを提供する約束の履行に対する主たる責任を有している
- ・特定された財又はサービスが顧客に移転される前、又は顧客へ支配の移転の後に、当社グループが在庫リスクを有している
- ・特定された財又はサービスの価格の設定において当社グループに裁量権がある

当社グループが本人に該当する取引である場合には、履行義務を充足する時点、又は充足するにつれて、特定された財又はサービスと交換に権利を得ると見込んでいる対価の総額で収益を認識しております。また、当社グループが代理人に該当する取引である場合には、履行義務を充足する時点、又は充足するにつれて、特定された財又はサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配することと交換に権利を得ると見込んでいる報酬又は手数料の金額もしくは対価の純額で収益を認識しております。

当社グループは、収益を、顧客への財又はサービスの移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額で認識しております。当該金額には、消費税や付加価値税等の税務当局の代理で回収した金額は含めておりません。また、顧客との契約における対価に変動対価が含まれている場合には、変動対価に関する不確実性がその後解消される際に、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ、取引価格に含めております。取引価格について、変動対価等を含む収益の額に重要性はありません。

当社グループは、契約開始時において、当社グループが約束した財又はサービスを顧客に移転する時点と顧客が当該財又はサービスに対して支払を行う時点との期間が1年以内となると見込んでいる場合には、約束した対価の金額に関する重大な金融要素の影響について調整しておりません。

これらの、顧客との契約から生じる収益に対応する債権は、「営業債権及びその他の債権」に含まれる受取手形及び売掛金が該当します。また、契約資産は「営業債権及びその他の債権」に、契約負債は「その他の流動負債」及び「その他の非流動負債」にそれぞれ含めております。

当社グループにおける主要な取引の収益の認識時点は以下のとおりです。

① 商品の販売に係る収益

商品の販売に係る収益には、主に卸売、小売、製造・加工を通じた商品の販売、不動産の販売等が含まれております。当社グループでは、引渡、検収、契約上の受渡条件を満たした時点において、顧客が財に対する支配を獲得し、当社グループの履行義務が充足されると判断しているため、当該時点で収益を認識しております。

商品の販売に係る収益の対価は、履行義務の充足時点から主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

② サービス及びその他の販売に係る収益

サービス及びその他の販売に係る収益には、主にシステム関連、自動車部品品質検査、建物管理等のサービス提供が含まれております。当社グループでは、これらの収益のうち、以下の要件のいずれかに該当する場合には、サービスに対する支配を一定の期間にわたり移転するため、一定の期間にわたり当社グループの履行義務が充足されると判断し、履行義務の進捗度に応じて収益を認識しております。進捗度の測定方法は、顧客に移転する財又はサービスの性質を考慮しております。

- ・顧客が当社グループの履行によって提供される便益を、当社グループが履行するにつれて同時に受け取って消費する
- ・当社グループの履行が、資産（例えば、仕掛品）を創出するか又は増価させ、顧客が当該資産の創出又は増価につれてそれを支配する
- ・当社グループの履行が、当社グループが他に転用できる資産を創出せず、かつ、当社グループが現在までに完了した履行に対する支払を受ける強制可能な権利を有している

また、上記の要件を満たさない場合には、役務提供の完了等により当社グループが顧客から対価の支払を受ける権利を得た時点で、当社グループの履行義務が充足されると判断しているため、当該時点で収益を認識しております。

サービス及びその他の販売に係る収益の対価は、履行義務の充足時点から主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(5) 退職給付に係る負債

確定給付制度は、確定拠出制度以外の退職給付制度であります。確定給付制度債務は、制度ごとに区別して、従業員が過年度及び当年度において提供したサービスの対価として獲得した将来給付額を見積り、当該金額を現在価値に割引くことによって算定しております。制度資産の公正価値は当該算定結果から差し引いております。

割引率は、当社グループの確定給付制度債務と概ね同じ満期日を有するもので、かつ支払見込給付と同じ通貨建ての、主として報告日における信用格付けAAの債券の利回りであります。

過去勤務費用は、即時に純損益で認識しております。

当社グループは、確定給付制度から生じるすべての確定給付負債(資産)の純額の再測定を即時にその他の包括利益で認識しており、直ちに利益剰余金に振り替えております。

(6) 外貨換算

① 外貨建取引の換算

外貨建取引は、取引日における為替レートで各社の機能通貨に換算しております。

期末日における外貨建貨幣性項目は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。

貨幣性項目の為替換算差額は、発生する期間の純損益で認識しております。

外貨建ての取得原価により測定する非貨幣性項目は、取引日の為替レートで機能通貨に換算しております。外貨建ての公正価値により測定する非貨幣性項目は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しております。非貨幣性項目の為替換算差額は、非貨幣性項目に係る利得又は損失をその他の包括利益に認識する場合には、当該利得又は損失の為替部分はその他の包括利益に認識し、非貨幣性項目に係る利得又は損失を純損益に認識する場合には、当該利得又は損失の為替部分は純損益で認識しております。

② 在外営業活動体の換算

在外営業活動体の資産及び負債は、取得により発生したのれん及び公正価値の調整額を含め、期末日の為替レートで表示通貨に換算しております。また、在外営業活動体の収益及び費用は、為替レートが著しく変動している場合を除き、期中の平均レートで表示通貨に換算しております。

為替換算差額はその他の包括利益で認識しております。当社グループの在外営業活動体が処分される場合、当該在外営業活動体に関連した為替換算差額の累計額は処分時に純損益に振り替えております。

なお、当社グループは、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」の免除規定を採用し、移行日に存在していた累積換算差額を利益剰余金に振り替えております。

(7) デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループでは、為替変動リスク、金利変動リスク及び商品価格変動リスクをヘッジするために、先物為替予約取引、金利スワップ取引、商品先物・先渡取引などのデリバティブ取引を行っております。

デリバティブは公正価値で当初認識しており、公正価値の事後的な変動は次のとおり処理しております。

① 公正価値ヘッジ

当社グループでは、主として確定約定並びに在庫商品に係る公正価値の変動リスクをヘッジする目的で、商品先物・先渡取引をヘッジ手段とした公正価値ヘッジを行っております。また、固定利付借入金の公正価値変動リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引をヘッジ手段とした公正価値ヘッジを行っております。

公正価値ヘッジにおいてヘッジ手段であるデリバティブの公正価値変動は純損益として認識しております。また、ヘッジされたリスクに対応するヘッジ対象の公正価値の変動については、ヘッジ対象の帳簿価額を修正して、純損益として認識しております。

② キャッシュ・フロー・ヘッジ

当社グループでは、主として変動利付借入金の金利に係るキャッシュ・フロー変動リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引をヘッジ手段としたキャッシュ・フロー・ヘッジを行っております。また、外貨建確定約定及び予定取引に係るキャッシュ・フローの変動リスクをヘッジする目的で為替予約取引等をヘッジ手段としたキャッシュ・フロー・ヘッジを行っております。

キャッシュ・フロー・ヘッジにおいてヘッジ手段であるデリバティブの公正価値変動のうち有効なヘッジと判定される部分は、その他の包括利益として認識し、累積額はその他の資本の構成要素に含めております。

その他の資本の構成要素に累積された金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える会計期間において、純損益に振り替えております。ただし、予定取引のヘッジがその後において非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の資本の構成要素に累積された金額を当該非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額に直接含めて処理しております。なお、非有効部分は、直ちに純損益に認識しています。

ヘッジ手段が失効、売却、終結又は行使された場合、ヘッジがヘッジ会計の要件を満たしていない場合及びヘッジ指定を取り消した場合には、ヘッジ会計を将来に向けて中止しております。予定取引の発生がもはや見込まれない場合には、その他の資本の構成要素に累積された金額を、即時に純損益に振り替えております。

③ 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

当社グループでは、一部の在外営業活動体に対する純投資に係る為替相場の変動リスクをヘッジする目的で為替予約取引及び外貨建て借入金をヘッジ手段とした在外営業活動体に対する純投資のヘッジを行っております。

在外営業活動体に対する純投資のヘッジにおいては、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様に会計処理を行い、デリバティブ及び借入金等のデリバティブ以外のヘッジ手段の公正価値変動のうち有効なヘッジと判定される部分はその他の包括利益として認識し、累積額はその他の資本の構成要素に含めております。その他の包括利益に認識したヘッジの有効部分は、在外営業活動体の処分時にその他の資本の構成要素から純損益に振り替えております。

④ ヘッジ指定されていないデリバティブ

デリバティブの公正価値の変動は純損益として認識しております。

(8) リース

当社グループは、契約の開始時に、当該契約がリース又はリースを含んだものであるかどうかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合に、当該契約はリース又はリースを含んでおります。

① 借手としてのリース

当社グループは、借手のリースについて、リースの開始日に使用権資産とリース負債を認識しております。

リース負債は、リースの開始日における未払リース料総額をリースの計算利率を用いて割り引いた現在価値で当初測定し、当初認識後はリース負債に係る金利及び支払われたリース料を反映するようにリース負債の帳簿価額を増減した金額で測定しております。リースの計算利率が容易に算定できない場合には、当社グループの追加借入利率を使用しており、通常、当社グループは、割引率として追加借入利率を使用しております。リース負債の測定に際しては、リース要素とこれに関連する非リース要素は分離せず、単一のリース構成要素として認識することを選択しております。

使用権資産は、リース負債の当初測定額に当初直接コストなどを調整した取得原価で当初測定し、当初認識後は減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で測定しております。使用権資産の減価償却は、リース期間又は使用権資産の耐用年数のいずれか短い期間にわたって定額法により行っております。リース期間については、リースの解約不能期間に加えて、行使することが合理的に確実である場合におけるリースの延長オプションの対象期間と、行使しないことが合理的に確実である場合におけるリースの解約オプションの対象期間を含む期間として決定しております。

短期リース及び少額資産のリースに関するリース料については、リース期間にわたり定額法によって費用として認識しております。

② 貸手としてのリース

当社グループは、主に不動産を賃貸しており、リースの契約日にリースをファイナンス・リース又は、オペレーティング・リースのいずれかに分類しております。原資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合には、ファイナンス・リースに分類し、原資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを移転するものではない場合には、オペレーティング・リースに分類しております。

当社グループが、中間の貸手である場合、サブリースは原資産ではなく、ヘッドリースから生じる使用権資産を参照して分類しております。なお、ヘッドリースが短期リースである場合、サブリースはオペレーティング・リースに分類しております。

(a) ファイナンス・リース

リース開始日において、ファイナンス・リースに基づいて保有している資産の認識を中止し、正味リース投資未回収額に等しい金額でリース債権を認識しております。当初認識後は、リース料の受取りに応じて借手からの債権の回収を認識し、正味リース投資未回収額に対して一定の期間利益率となるように、リース期間にわたり金融収益を認識しております。

(b) オペレーティング・リース

オペレーティング・リースの対象となっている原資産を連結財政状態計算書に引き続き認識しております。オペレーティング・リースによるリース料を、定額法又は他の規則的な基礎のいずれかで収益として認識しております。また、オペレーティング・リースの対象となっている原資産は、保有している同様の資産と整合的な方法で減価償却を行っております。なお、オペレーティング・リース契約を獲得するために発生した当初直接コストは対象となる原資産の帳簿価額に加算し、リース期間にわたりリース収益と同じ基礎によって費用として認識しております。

(9) 公正価値測定

特定の資産及び負債は公正価値により計上を行っており、マーケット・アプローチ、コスト・アプローチ、インカム・アプローチ等の評価技法により測定を行っております。また、これらの測定に用いられるインプットは以下の3つレベルに分類されます。

レベル1：同一の資産又は負債に関する活発な市場における（無調整の）相場価格

レベル2：レベル1に含まれる相場価格以外の直接または間接に観察可能なインプット

レベル3：観察可能でないインプット

5. 会計方針の変更

当社グループが連結計算書類において適用する会計方針は、当連結会計年度より新たに早期適用している以下の主な基準書を除き、前連結会計年度に係る連結計算書類において適用した会計方針と同様であります。

基準書	基準名	新設・改訂の概要
IFRS第9号 IFRS第7号	金融商品 金融商品：開示 (2024年12月改訂)	自然依存電力を参照する契約に関する会計処理の修正

当該改訂の適用による連結計算書類への影響に重要性はありません。

6. 表示方法の変更

前連結会計年度において、連結持分変動計算書に独立掲記しておりました「非支配持分に付与されたプット・オプション」は、類似した特徴をもつ項目を集約し、体系化された表示を行うため、当連結会計年度より「非支配株主に対するプット・オプション及び先渡契約」に表示科目を変更しております。

この結果、前連結会計年度の連結持分変動計算書において「利益剰余金」に表示していた「非支配持分に付与されたプット・オプション」による変動△2,357百万円は、当連結会計年度より「非支配株主に対するプット・オプション及び先渡契約」による変動として同額を組み替えております。

7. 会計上の見積りに関する注記

非金融資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	268,466百万円
使用権資産	93,526百万円
のれん	179,662百万円
無形資産	145,403百万円
持分法で会計処理されている投資	700,784百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

非金融資産については、減損の兆候がある場合において減損テストを実施しております。また、のれん及び耐用年数を確定できない無形資産については減損の兆候がある場合又は少なくとも年次で減損テストを実施しております。

なお、持分法適用会社に対する投資の帳簿価額の一部を構成するのれんは区分して認識しないため、個別に減損テストを実施しておりません。持分法適用会社に対する投資が減損している可能性が示唆されている場合には、投資全体の帳簿価額について回収可能価額を帳簿価額と比較することにより単一の資産として減損テストを行っております。

減損テストにおいては、資金生成単位の回収可能価額を見積もり、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、当該資金生成単位の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を認識しております。回収可能価額は処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方として算定しております。

回収可能価額の算定にあたり経営者が作成した事業計画や割引率を主要なインプットとする割引将来キャッシュ・フローに基づく評価を用いる場合があります。

このような場合、事業計画の基礎となる仮定には将来キャッシュ・フローに重要な影響を及ぼす経営者による判断が含まれ、割引率の算定においては計算手法及びインプットデータの選択にあたり高度な専門知識を要することとなります。このため、一部の非金融資産の減損テストに関する会計上の見積りは一定の不確実性を伴うことから、会計上の見積りに重要性があるものと判断しております。

使用価値の算定における将来キャッシュ・フローは原則として5年を限度としており、貨幣の時間的価値及び個別資産又は資金生成単位に固有のリスクに関する現在の市場の評価を反映した税引前の割引率を使用しております。また、使用価値及び公正価値の算定上の複雑さに応じて外部専門家を適宜利用しております。

なお、これらの会計上の見積りは、連結計算書類作成時において入手可能な情報に基づいて実施しております。

連結財政状態計算書に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 債務の担保及び取引保証金等の代用に供している資産

(単位：百万円)

	当連結会計年度末 (2026年3月31日)
担保提供資産	
棚卸資産	18,372
有形固定資産	45,550
持分法で会計処理されている投資	56,748
その他	11,678
合計	132,350

(注) 債務の担保及び取引保証金等の代用に供している資産は上記のほか、連結上消去されている子会社株式があります。

(2) 債務の担保に供している資産に対応する債務

(単位：百万円)

	当連結会計年度末 (2026年3月31日)
対応債務	
営業債務及びその他の債務	15,516
社債及び借入金	33,229
合計	48,746

2. 営業債権及びその他の債権から直接控除した貸倒引当金 48,127 百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 265,923 百万円

4. 保証債務 73,167 百万円

(注) 主として持分法適用会社による金融機関からの借入金に対する保証であります。

連結持分変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 210,000,000 株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年5月1日 取締役会	普通株式	利益剰余金	15,911	75円00銭	2025年3月31日	2025年6月2日
2025年5月1日 取締役会	普通株式	利益剰余金	17,271	82円50銭	2025年9月30日	2025年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2026年5月1日 取締役会	普通株式	利益剰余金	17,271	82円50銭	2026年3月31日	2026年6月10日

(3) 配当の基準日及び効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)(注)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2026年5月1日 取締役会	普通株式	利益剰余金	18,841	90円00銭	2026年9月30日	2026年12月1日

(注) 配当金の総額については、2026年4月30日現在の自己株式を除いた発行済株式数により算定された見込み額であり、最終的な配当金総額は配当基準日における当該株式数に1株当たり90円00銭を乗じた金額となります。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、総合商社として、物品の売買及び貿易業をはじめ、国内及び海外における各種製品の製造・販売やサービスの提供、各種プロジェクトの企画・調整、各種事業分野への投資、並びに金融活動などグローバルに多角的な事業を行っております。

これらの事業を行うため、長期調達比率の目標を定めた上で、金融機関からの借入による間接調達のほか、社債の発行による直接調達によって、資金調達構造の安定性維持・向上を図っております。

また、当社グループは、貿易業や事業投資を通じた外貨建の取引などに伴う為替変動リスク、資金の調達や運用などに伴う金利変動リスク、営業活動における売買契約・在庫商品などに伴う商品価格変動リスク、並びに上場有価証券の保有などに伴う株価変動リスクなどの市場リスクにさらされております。これらの市場リスクを商品の売買残高などの資産・負債のマッチングや、先物為替予約取引、商品先物・先渡取引、金利スワップ取引などのヘッジ取引によって極小化に努めております。

2. 金融商品の公正価値及び公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項

(1) 償却原価で測定する金融資産及び金融負債

償却原価で測定する金融商品の帳簿価額及び公正価値は次のとおりであります。なお、当連結会計年度より、重要性を踏まえて記載方法を一部変更しております。

① 受取手形及び売掛金

当連結会計年度末における受取手形及び売掛金の帳簿価額は688,576百万円であります。これらは大部分が期末日後1年以内に決済されることから、その公正価値は帳簿価額と近似しております。

② 支払手形及び買掛金

当連結会計年度末における支払手形及び買掛金の帳簿価額は614,843百万円であります。これらは大部分が期末日後1年以内に決済されることから、その公正価値は帳簿価額と近似しております。

③ 社債及び借入金

当連結会計年度末における社債及び借入金の帳簿価額は1,047,302百万円であり、公正価値は997,081百万円であります。なお、当初の満期日が1年以内の社債及び借入金の公正価値は帳簿価額と近似していることから、上記帳簿価額及び公正価値に含めておりません。

社債の公正価値は、主に期末日における市場価格に基づき測定しているため、公正価値ヒエラルキーのレベル1に区分されます。また、借入金の公正価値は、元利金の合計額を、同様の条件で新規に借入を行った場合に適用されると見込まれる利率で割り引いた現在価値により測定しております。これらの測定に使用する主要なインプットは、市場価格や利率等の観察可能なインプットであるため、公正価値ヒエラルキーのレベル2に区分されます。

④ 非支配株主に対するプット・オプション及び先渡契約

当連結会計年度末における非支配株主に対するプット・オプション及び先渡契約に関する負債の帳簿価額は29,961百万円であり、これらの公正価値は帳簿価額と近似しております。

(2) 公正価値で測定する金融資産及び金融負債

① 公正価値の評価技法

1) その他の投資

上場株式の公正価値は、活発な市場における公表市場価格により測定しているため、公正価値ヒエラルキーのレベル1に区分されます。

非上場株式の公正価値は、割引将来キャッシュ・フロー法、類似会社比較法及び純資産法等の評価技法を用いて測定しております。非上場株式の公正価値測定では、割引率や評価倍率等の観察可能でないインプットを使用しており、必要に応じて非流動性ディスカウント及び非支配持分ディスカウントを考慮していることから、公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分されます。なお、評価方針及び手続の決定はコーポレートにおいて行っており、事業内容や事業計画の入手可否、類似上場企業の選定等を定期的に確認し、その妥当性を検証しております。

2) デリバティブ金融資産及びデリバティブ金融負債

通貨関連デリバティブは、為替予約取引、直物為替先渡取引、通貨オプション取引及び通貨スワップ取引から構成されております。これらの公正価値は、期末日の先物為替相場等の観察可能なインプットを用いて測定しているため、公正価値ヒエラルキーのレベル2に区分されます。

金利関連デリバティブは、主として金利スワップ取引から構成されております。これらの公正価値は、将来キャッシュ・フローを、満期までの期間及び信用リスクを反映した観察可能な割引率で割り引いた現在価値により測定しているため、公正価値ヒエラルキーのレベル2に区分されます。

商品関連デリバティブは、商品先物取引、商品先渡取引、商品オプション取引、商品スワップ取引及び電力関連デリバティブから構成されております。このうち、商品先物取引の公正価値は活発な市場における公表市場価格により測定しているため、公正価値ヒエラルキーのレベル1に区分されます。また、商品先渡取引、商品オプション取引及び商品スワップ取引の公正価値は、期末指標価格等の観察可能なインプットを用いて測定しているため、公正価値ヒエラルキーのレベル2に区分されます。なお、電力関連デリバティブの公正価値は、発電量及び価格見通し等に基づく将来キャッシュ・フローを観察可能でないインプットで割り引いた現在価値により測定しているため、公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分されます。

② 公正価値ヒエラルキーのレベル別分析

当連結会計年度末における、経常的に公正価値で測定される金融資産及び金融負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度末 (2026年3月31日)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
経常的な公正価値測定				
金融資産				
その他の投資				
FVTPLの金融資産	—	480	33,133	33,614
FVTOCIの金融資産	97,221	—	64,932	162,154
デリバティブ金融資産	336	7,669	3,676	11,683
資産合計	97,558	8,150	101,742	207,451
金融負債				
デリバティブ金融負債	△261	△9,121	△4,041	△13,424
負債合計	△261	△9,121	△4,041	△13,424

③ 公正価値ヒエラルキーレベル3に区分される経常的な公正価値測定

経常的に公正価値で測定している主な金融資産及び金融負債のうち公正価値ヒエラルキーレベル3に区分されるものの調整表は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2025年4月1日～ 2026年3月31日)		
	その他の投資		
	FVTPLの 金融資産	FVTOCIの 金融資産	合計
期首残高	11,322	56,968	68,290
利得又は損失合計			
純損益	2,477	—	2,477
その他の包括利益	—	△52	△52
購入	12,595	4,163	16,759
売却・決済	△4,494	△1,451	△5,946
その他	11,233	5,303	16,537
期末残高	33,133	64,932	98,066

純損益に認識した利得又は損失は連結純損益計算書において「その他の金融収益」に含めており、主に連結会計年度末現在において保有する金融商品に関連するものであります。当連結会計年度において認識の中止を行った金融商品に関して、純損益に含まれる金額に重要性はありません。

その他の包括利益に認識した利得又は損失は連結純損益及びその他の包括利益計算書において「FVTOCIの金融資産」に含めております。

なお、当連結会計年度末において経常的に公正価値で測定される金融商品のうち、公正価値ヒエラルキーレベル3に区分されるものには、上記の他、デリバティブ金融資産3,676百万円及びデリバティブ金融負債4,041百万円がありますが、これは主に企業結合による取得により前連結会計年度末から増加しております。

また、当連結会計年度におけるFVTPL及びFVTOCIの金融資産のその他による増減には持分法適用会社の連結区分変更に伴う振替が含まれております。

投資不動産に関する注記

1. 投資不動産の状況に関する事項

当社グループは、主に日本国内において、賃貸商業施設等を所有しております。

2. 投資不動産の公正価値に関する事項

当連結会計年度末における帳簿価額及び公正価値については、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度末 (2026年3月31日)
帳簿価額	6,726
公正価値	6,817

(注) 1. 帳簿価額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 公正価値は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額及び「不動産鑑定評価基準」を参考に当社グループで算定した金額であります。これらは、市場公開価格や取引事例法、割引将来キャッシュ・フロー法に基づく評価により測定しております。

収益認識に関する注記

1. 収益の分解

「その他の注記 セグメント情報 (2) 報告セグメントに関する情報」に記載のとおりであります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (4) 収益の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債

顧客との契約から生じた債権は、「営業債権及びその他の債権」に含まれている受取手形及び売掛金が該当します。当連結会計年度末における、契約資産及び契約負債の額に重要性はありません。

また、当連結会計年度における、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において残存する履行義務に配分した取引価格及び収益を認識すると見込んでいる時期は以下のとおりであります。

当連結会計年度末(2026年3月31日)

(単位：百万円)

1年以内	1年超5年以内	5年超	合計
201,396	328,302	104,492	634,190

残存履行義務に配分した取引価格に変動対価が含まれている場合には、変動対価に関する不確実性がその後に解消される際に、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ、取引価格に含めております。

なお、当社グループは実務上の便法を適用しているため、当初の予想残存期間が1年以内の契約については、上表に含めておりません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり親会社所有者帰属持分	5,240円64銭
基本的1株当たり利益(親会社の所有者に帰属)	494円95銭

(注) 役員報酬BIP信託口が所有する当社株式は、連結財政状態計算書上の自己株式として処理しており、上記1株当たり情報の算出において自己株式に含めております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

報告セグメントの主な事業は以下のとおりです。

自動車

ディストリビューター事業、ディーラー事業、販売金融事業、サービス事業

航空・社会インフラ

ビジネスジェット関連事業、防衛事業、空港関連事業、北米鉄道事業、航空アセット事業、民間航空機事業、交通EPC事業、鉄道運行・保守事業、産業都市インフラ事業

エネルギー・ヘルスケア

省エネルギーサービス事業、再生可能エネルギー・電力・小売サービス事業、エネルギー下流関連事業、ガス火力発電事業、ヘルスケア事業

金属・資源・リサイクル

鉄鋼原料事業、金属資源事業、金属製品・資源循環事業

化学

化学品トレード事業、メタノール事業、レアアース事業、工業塩事業、合成樹脂事業、環境・ライフサイエンス事業

生活産業・アグリビジネス

肥料・アグリビジネス事業、食料・飼料畜産事業、林産・バイオマス事業、国内農業・地域開発事業、建材事業、製紙事業

リテール・コンシューマーサービス

食品・消費財流通事業（小売・物流・卸売・製造）、水産事業（販売・加工卸・原料調達・養殖）、ブランド・消費財事業、商業施設運営事業、国内不動産事業

(2) 報告セグメントに関する情報

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、法人所得税費用の計算方法を除き、連結計算書類作成における会計処理の方法と概ね同一であります。

セグメント間の取引は、市場価格を勘案し、一般的取引条件と同様の価格に基づいております。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント					
	自動車	航空・ 社会インフラ	エネルギー・ ヘルスケア	金属・資源・ リサイクル	化学	生活産業・ アグリビジネス
収益合計	422,749	121,366	348,457	495,084	608,524	264,849
売上総利益	66,009	27,514	65,859	17,046	72,542	33,499
販売費及び一般管理費	△63,347	△19,633	△56,862	△16,114	△42,378	△25,061
持分法による投資損益	1,810	4,171	15,162	17,971	△113	1,539
当期純利益又は当期純損失(△) (親会社の所有者に帰属)	△5,286	15,506	31,932	4,823	19,989	5,902
セグメント資産	348,538	453,888	758,584	499,771	382,710	244,271
(その他の資産項目)						
持分法で会計処理されている 投資	11,805	83,802	213,913	264,690	14,940	23,804
資本的支出	9,698	5,345	18,571	8,506	4,620	4,240

	報告セグメント		その他	調整額	連結
	リテール・ コンシューマー サービス	計			
収益合計	442,845	2,703,878	54,133	△661	2,757,350
売上総利益	70,882	353,354	14,791	△657	367,489
販売費及び一般管理費	△55,585	△278,982	△27,067	933	△305,116
持分法による投資損益	3,421	43,962	17	37	44,017
当期純利益又は当期純損失(△) (親会社の所有者に帰属)	14,246	87,113	10,613	5,884	103,611
セグメント資産	717,810	3,405,576	338,663	△96,215	3,648,023
(その他の資産項目)					
持分法で会計処理されている 投資	69,471	682,426	18,354	3	700,784
資本的支出	5,686	56,669	8,228	—	64,898

当期純利益又は当期純損失(△)(親会社の所有者に帰属)の調整額には、当社において発生する実際の法人所得税費用と、社内で設定している計算方法により各セグメントに配分した法人所得税費用との差異、各セグメントに配分していない全社資産に関わる受取配当金等が含まれております。当連結会計年度におけるこれらの金額に重要性はありません。

セグメント資産の調整額の主な内容は、セグメント間取引消去、各セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは当社における現預金等の余資運用資産及び有価証券であります。当連結会計年度におけるセグメント間取引消去は△199,480百万円であり、全社資産はそれぞれ103,264百万円であります。

資本的支出には、使用権資産に係る金額を含めております。

また、当連結会計年度より、セグメント情報に係る追加的な情報提供を目的として、セグメント別の「販売費及び一般管理費」を記載しております。

なお、顧客との契約から生じる収益は、経済的要因に基づいて各報告セグメントに分解されております。また、当連結会計年度より収益の分解に関する記載は当注記に集約しております。

(ご参考)

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント					
	自動車	航空・ 社会インフラ	エネルギー・ ヘルスケア	金属・資源・ リサイクル	化学	生活産業・ アグリビジネス
収益合計	433,625	81,891	194,755	479,468	587,207	264,345
売上総利益	65,474	26,946	40,249	35,942	65,171	35,081
販売費及び一般管理費	△58,441	△18,584	△39,125	△16,881	△34,828	△25,928
持分法による投資損益	697	4,464	22,566	17,629	△483	1,174
当期純利益 (親会社の所有者に帰属)	1,571	12,206	22,561	29,186	20,049	6,406
セグメント資産	289,703	378,835	606,131	487,116	309,716	244,131
(その他の資産項目)						
持分法で会計処理されている 投資	9,996	47,911	222,492	245,110	12,159	23,011
資本的支出	12,443	7,591	12,244	10,981	2,560	2,548

	報告セグメント		その他	調整額	連結
	リテール・ コンシューマー サービス	計			
収益合計	419,321	2,460,614	49,755	△655	2,509,714
売上総利益	65,201	334,066	13,382	△655	346,793
販売費及び一般管理費	△51,234	△245,023	△25,698	818	△269,903
持分法による投資損益	2,640	48,688	926	12	49,627
当期純利益 (親会社の所有者に帰属)	11,448	103,431	979	6,226	110,636
セグメント資産	586,847	2,902,482	332,865	△148,095	3,087,252
(その他の資産項目)					
持分法で会計処理されている 投資	63,970	624,651	17,620	△35	642,236
資本的支出	2,955	51,325	5,885	—	57,210

当期純利益(親会社の所有者に帰属)の調整額には、当社において発生する実際の法人所得税費用と、社内で設定している計算方法により各セグメントに配分した法人所得税費用との差異、各セグメントに配分していない全社資産に関わる受取配当金等が含まれております。前連結会計年度におけるこれらの金額に重要性はありません。

セグメント資産の調整額の主な内容は、セグメント間取引消去、各セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは当社における現預金等の余資運用資産及び有価証券であります。前連結会計年度におけるセグメント間取引消去は△234,389百万円であり、全社資産はそれぞれ86,294百万円であります。

資本的支出には、使用権資産に係る金額を含めております。

なお、当社グループは、2025年4月1日付にて「航空・社会インフラ」、「エネルギー・ヘルスケア」の一部事業領域の再編により報告セグメントの区分方法を変更しており、前連結会計年度のセグメント情報については、変更後の区分方法により作成しております。当連結会計年度より、セグメント情報に係る追加的な情報提供を目的として、セグメント別の「販売費及び一般管理費」を記載しております。

(備考)連結計算書類において、百万円単位の記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(ご参考)連結純損益及びその他の包括利益計算書

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2025年4月1日～ 2026年3月31日)	前連結会計年度 (2024年4月1日～ 2025年3月31日)
当期純利益	107,647	114,199
その他の包括利益		
純損益に振り替えられることのない項目		
FVTOCIの金融資産	12,452	△6,346
確定給付制度の再測定	917	408
持分法で会計処理されている 投資におけるその他の包括利益	△13,724	2,538
純損益に振り替えられることのない 項目合計	△354	△3,399
純損益にその後振り替えられる 可能性のある項目		
在外営業活動体の換算差額	49,710	△1,014
キャッシュ・フロー・ヘッジ	3,984	△2,510
持分法で会計処理されている 投資におけるその他の包括利益	32,252	△831
純損益にその後振り替えられる 可能性のある項目合計	85,947	△4,356
税引後その他の包括利益	85,592	△7,756
当期包括利益	193,239	106,443
当期包括利益の帰属：		
親会社の所有者	187,859	103,239
非支配持分	5,379	3,203
計	193,239	106,443

計算書類

株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 (繰越利益剰余金)	利益剰余金合計		
2025年4月1日残高	160,339	152,160	170	152,331	229,089	229,089	△46,104	495,655
当期変動額								
剰余金の配当					△33,182	△33,182		△33,182
当期純利益					99,090	99,090		99,090
自己株式の取得							△9,978	△9,978
自己株式の処分							96	96
自己株式の消却			△170	△170	△50,182	△50,182	50,353	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額の合計	—	—	△170	△170	15,725	15,725	40,471	56,025
2026年3月31日残高	160,339	152,160	—	152,160	244,814	244,814	△5,633	551,681

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
2025年4月1日残高	25,301	△15,149	10,151	505,807
当期変動額				
剰余金の配当				△33,182
当期純利益				99,090
自己株式の取得				△9,978
自己株式の処分				96
自己株式の消却				—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	19,111	716	19,827	19,827
当期変動額の合計	19,111	716	19,827	75,853
2026年3月31日残高	44,413	△14,433	29,979	581,660

(ご参考)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 (繰越利益剰余金)	利益剰余金合計		
2024年4月1日残高	160,339	152,160	—	152,160	187,817	187,817	△22,147	478,169
当期変動額								
剰余金の配当					△31,721	△31,721		△31,721
当期純利益					72,993	72,993		72,993
自己株式の取得							△23,989	△23,989
自己株式の処分			170	170			32	203
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額の合計	—	—	170	170	41,272	41,272	△23,957	17,485
2025年3月31日残高	160,339	152,160	170	152,331	229,089	229,089	△46,104	495,655

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
2024年4月1日残高	30,809	△15,244	15,564	493,734
当期変動額				
剰余金の配当				△31,721
当期純利益				72,993
自己株式の取得				△23,989
自己株式の処分				203
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△5,507	94	△5,412	△5,412
当期変動額の合計	△5,507	94	△5,412	12,072
2025年3月31日残高	25,301	△15,149	10,151	505,807

個別注記表

重要な会計方針に係る注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

売買目的有価証券

…時価法(売却原価は移動平均法により算定)によっております。

満期保有目的の債券

…償却原価法(定額法)によっております。

子会社株式及び関連会社株式

…移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

…決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

市場価格のない株式等

…移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブ

…時価法によっております。

(3) 運用目的の金銭の信託

…時価法によっております。

(4) 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

…個別法又は移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

トレーディング目的で保有する棚卸資産

…時価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 投資損失引当金

関係会社等に対する投資損失に備えるため、投資先の財政状態や事業価値等を勘案して会社所定の基準により個別に設定した損失見込額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に備えて、支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生の翌事業年度に費用処理しております。

(5) 株式給付引当金

株式交付規程に基づく取締役及び執行役員への当社株式の交付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(6) 債務保証等損失引当金

関係会社等に対する債務保証等の偶発債務による損失に備えるため、被保証先の財務状態等を勘案の上、必要と認められる額を計上しております。

4. 収益の計上基準

当社は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社は、顧客との契約に含まれる別個の財又はサービスを識別し、これを取引単位として履行義務を識別しております。当社では、通常の商取引において、仲介業者又は代理人としての機能を果たす場合があるため、履行義務の識別にあたっては本人か代理人かの検討を行っており、自らの約束の性質が、特定された財又はサービスを自ら提供する履行義務である場合には本人と判定しております。一方、それらの財又はサービスが他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には代理人として判定しております。

当社が本人に該当する取引である場合には、特定された財又はサービスと交換に権利を得ると見込んでいる対価の総額で収益を認識しております。また、当社が代理人に該当する取引である場合には、特定された財又はサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配することと交換に権利を得ると見込んでいる報酬又は手数料の金額もしくは対価の純額で収益を認識しております。なお、代理人に該当する取引に関連して一時的に当社へ法的所有権が移転する棚卸資産は、流動資産における「その他」に含めて表示しております。

収益には、主に国内外における商品の販売が含まれております。当社では、引渡、検収、契約上の受渡条件を満たした時点において、顧客が財に対する支配を獲得し、当社の履行義務が充足されると判断しているため、当該時点で収益を認識しております。

なお、収益の対価は、履行義務の充足時点から主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約、通貨スワップ及び通貨オプションについては振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

外貨建取引の為替変動リスクに対して為替予約取引、通貨スワップ取引、通貨オプション取引を、借入金、貸付金、利付債券等の金利変動リスクに対して金利スワップ取引、金利キャップ取引、金利オプション取引を、貴金属、穀物、石油等の商品価格変動リスクに対しては商品先物取引、商品先渡取引等をヘッジ手段として用いております。

(3) ヘッジ方針

当社の事業活動に伴って発生する通貨、金利、有価証券、商品の相場変動リスクを回避するため、社内管理規程に基づき、主としてデリバティブ取引によりリスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を四半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

7. その他計算書類作成のための重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(2) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

会計上の見積りに関する注記

関係会社株式及び関係会社出資金等の評価損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	915,364百万円
関係会社出資金等	71,482百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

貸借対照表において計上されている「関係会社株式」及び「関係会社出資金等」は取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、市場価格のない株式等について、当該株式等発行会社の財政状態の悪化により、実質価額が著しく低下し、かつ回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合には相当の減額を行い、評価損を認識しております。

また、超過収益力を反映して1株当たりの純資産額に比べて高い価額で取得した市場価格のない株式等においては、株式等発行会社の財政状態の悪化がない場合でも、超過収益力が毀損したことにより、それを反映した実質価額が著しく低下した場合には、評価損を認識しております。

実質価額の算定においては、株式等発行会社の1株当たりの純資産額を基礎として実質価額を算定しておりますが、超過収益力を反映して1株当たりの純資産額に比べて高い価額で取得した市場価格のない株式等においては、外部専門家を適宜利用の上、当該株式等発行会社の事業計画を踏まえた割引将来キャッシュ・フロー法等により実質価額を算定しております。

その結果、実質価額が取得原価に比べて50%程度以上低下した場合には実質価額の著しい低下が生じているものと判断し、実行可能で合理的な事業計画等により、おおむね5年以内に回復すると見込まれる場合を除き、回復可能性はないものとして評価損を認識しております。また、回復可能性は毎期見直し、その後の実績が事業計画等を下回った場合など、事業計画等に基づく業績回復が予定通りに進まないことが判明したときは、その期末において評価損計上の要否を検討しております。

割引将来キャッシュ・フロー法により実質価額を算定する場合、事業計画の基礎となる仮定には将来キャッシュ・フローに重要な影響を及ぼす経営者による判断が含まれ、割引率の算定においては計算手法及びインプットデータの選択に当たり高度な専門知識を要することとなります。このため、一部の「関係会社株式」及び「関係会社出資金等」の評価損に関する会計上の見積りは一定の不確実性を伴うことから、会計上の見積りに重要性があるものと判断しております。

なお、これらの会計上の見積りは、計算書類作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

取引保証金等の代用として供している資産

(単位：百万円)

	当事業年度末 (2026年3月31日)
投資有価証券(関係会社株式を含む)	40,910
短期貸付金	27
長期貸付金	197
合計	41,135

2. 有形固定資産の減価償却累計額 9,234百万円

3. 保証債務 278,334百万円

(注) 主として関係会社による金融機関からの借入金に対する保証であり、保証類似行為による金額8,357百万円を含んでおります。

4. 受取手形割引高 20,344百万円

(注) 輸出貿易信用状取引における銀行間決済未済の銀行買取残高を割引手形に準ずるものとして受取手形割引高に含めており、その金額は2,363百万円であります。

5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	152,848百万円
長期金銭債権	180,055百万円
短期金銭債務	52,683百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

関係会社に対する収益	22,287百万円
関係会社からの原価	15,341百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	105,867百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 654,463株

(注) 役員報酬BIP信託口が所有する当社株式1,285,296株は、自己保有株式ではないため、自己株式の数に含めておりません。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金損金算入限度超過額	16,309 百万円
投資有価証券評価損	39,290 百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	2,760 百万円
繰越欠損金	8,953 百万円
その他	22,517 百万円
繰延税金資産小計	<u>89,831 百万円</u>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△6,644 百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△49,160 百万円
評価性引当額小計	<u>△55,805 百万円</u>
繰延税金資産合計	34,026 百万円
繰延税金負債との相殺	△21,819 百万円
繰延税金資産計上額	<u>12,207 百万円</u>

(繰延税金負債)

合併差益	△1,124 百万円
その他有価証券評価差額金	△20,342 百万円
その他	△352 百万円
繰延税金負債合計	<u>△21,819 百万円</u>
繰延税金資産との相殺	21,819 百万円
繰延税金負債計上額	<u>－ 百万円</u>

繰延税金資産の純額 12,207 百万円

関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	双日米国会社	所有 直接 100.0%	—	債務の保証先	債務保証(注1)	82,533	—	—
					保証料の受取(注2)	50		
子会社	アトランティス・ アピエーション(株)	所有 直接 100.0%	—	資金の貸付先	資金の貸付(注3)	7,972	長期貸付金	110,725
					利息の受取(注3)	5,333		
子会社	双日食料(株)	所有 直接 100.0%	—	資金の貸付先	資金の回収(注3)	4,422	短期貸付金	19,282
					利息の受取(注3)	286		
子会社	双日 エアロスペース(株)	所有 直接 100.0%	—	資金の貸付先	資金の回収(注3)	3,800	短期貸付金	23,419
					利息の受取(注3)	279		
子会社	Sojitz Capella Corporation B.V.	所有 直接 95.5%	—	増資の引受	増資の引受	28,151	—	—
関連会社	エルエヌジー ジャパン(株)	所有 直接 50.0%	—	債務の保証先	債務保証(注1)	23,344	—	—
					保証料の受取(注2)	78		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 銀行借入等に対して債務保証を行ったものであります。
 2. 保証料率は被保証先の信用力等を勘案して決定しております。
 3. 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。担保の受け入れ及び差し入れはありません。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 2,795円64銭
 2. 1株当たり当期純利益 473円35銭

(注) 役員報酬BIP信託口が所有する当社株式は、貸借対照表上の自己株式として処理しており、上記1株当たり情報の算出において自己株式に含めております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(備考) 計算書類において、百万円単位の記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。